

水道施設等維持管理業務委託仕様書

この仕様書は、発注者 沖縄市上下水道局（以下「発注者」という）の委託する業務を履行するために必要な業務の範囲、内容等を定めるものである。受託者は、契約書及び仕様書に基づき以下の業務を履行するものとする。

1 業務名

水道施設等維持管理業務委託

2 履行地域

沖縄市給水区域内とする。

3 委託期間

令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日迄

4 業務内容

発注者の水道施設及び沖縄市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 19 条に規定する給水装置等の維持管理に係る待機及び修繕業務とし、詳細は以下のとおりとする。

（1）待機業務

①業務時間 平日 17：15～翌 8：30

休日等 8：30～翌 8：30

※休日等とは、「沖縄市上下水道局企業職員就業規定」で定める日とする。

②業務内容 水道使用者等からの問い合わせ（転送電話、管理課及び料金課の 2 回線）への対応。緊急の開栓、出水不良調査、漏水調査等。

※別紙参照 電話対応マニュアル、フローチャート

（2）修繕業務

①業務時間 0：00～24：00

②業務内容 送配水管及び給水管の修繕工事

（3）その他事務的作業

- ①待機業務 日報(待機当番報告書)及び委託修理待機月報の作成等。
- ②修繕業務 上水道修理月報及びアスファルト舗装道路の路面復旧について(報告)の作成等。
- ③その他 必要な書類の作成等。

5 修繕業務の体制

受託者は、水道管の緊急修繕業務に 24 時間対応できる人員体制を整えていなければならない。また、緊急用機械器具等一式(ダンプトラック、掘削機械、転圧機械、管切断機、水中ポンプ、穿孔機、保安設備、その他修繕業務に必要な工具類)及び、緊急用資材を確保しなければならない。

6 業務従事者名簿の提出

受託者は、業務の遂行に当たる業務従事者の名簿を作成し、経歴書を添付して発注者へ提出することとする。また、業務従事者に異動、変更等があった場合は、遅滞なく発注者へ報告することとする。

7 業務従事者の要件

受託者は、業務に従事させる者においては、業務(現場)に対応できる者を配置しなければならない。発注者は、配置された者が、著しく不相当と認められた場合は、その従事者の変更・補充を指示することができるものとし、受託者は、指示された場合には、直ちに新たな従事者を再配置しなければならない。また、業務に従事する者は名札等を着用し、その身分を明確にしなければならない。

8 業務責任者の選任

受託者は、委託された業務について精通し、責任者としての資質を有する者を業務責任者として選任し、発注者へ書面で提出することとする。業務責任者を変更した場合は、遅滞なく発注者へ報告することとする。

9 業務責任者の責務

- (1) 業務責任者は、仕様書及び契約条項を十分理解し、業務従事者の指揮監督及び教育を行う。
- (2) 業務責任者は、円滑に業務を履行すると共に、事故の防止に努めなければならない。

- (3) 業務責任者は、苦情または問い合わせに対し責任を持って対応し、内容については発注者に書面で報告する。また、苦情については同様の事例が発生しないように対策を講じ整理しておく。
- (4) 受託者及び業務責任者で対応できない事案については、発注者と協議し適正に対応すること。

10 業務報告

受託者は、業務結果を発注者が指定する方法で適宜報告する。待機当番報告書は、翌営業日の午前9時までには、発注者に報告することとする。また、月報については、当月末締め翌月10日までに提出すること。但し、事前確認のためにその都度担当者の点検確認を受けること。

11 費用の請求及び支払方法

- (1) 受託者は、毎月月末締めで待機業務委託費用を請求するものとする。
- (2) 発注者は、毎月月報を確認した後、費用の適正な請求を受理した日から30日以内に支払いする
- (3) 修繕工事にかかる費用は、当月分をまとめて別途翌月に請求するものとする。また、費用の算出については、別に定める施工・資材単価（以下「修繕単価」という）による。ただし、修繕単価に該当する項目がない場合には発注者の積算単価とする。

12 守秘義務

受託者及び業務従事者は、業務上知り得た機密事項及び水道使用者の個人情報等を他に漏らしてはならない。なお、委託業務終了後及び離職後についても同様とする。

13 提出書類

- ① 着手届
- ② 業務責任者選任届
- ③ 機密保持に関する覚書（受託者）
- ④ 機密保持に関する誓約書（業務従事者）
- ⑤ 情報セキュリティに関する覚書（受託者）
- ⑥ 業務従事者名簿
- ⑦ 待機当番報告書及び月報（写真、施工図面）を紙及びデータで提出
- ⑧ 業務完了届

14 施設修繕作業要領

- (1) 修繕工事の施工方法等は、すべて沖縄市送・配水管布設工事標準仕様書及び給水装置設計施工指針に基づき施工すると共に、公衆災害等を未然に防止する観点より、建設工事公衆災害防止対策要綱の解説及びその他の関連する定めを遵守し、疑義ある事項については、発注者と協議するものとする。
- (2) 受託者は、給水装置所有者又は使用者が負担すべき修繕工事である場合は、それらの者と受託者との間の契約になることを確認してから修繕工事を行わなければならない。また、費用負担区分等を含め水道使用者等への説明が困難な場合は、担当職員に連絡すること。
- (3) 休日等に通報があり現場の状況調査の結果、事故の規模及び影響が軽易なもので、かつ後日の修繕が可能と判断される場合は、安全対策や排水の処置を行い、通報者等に対しては処理内容を説明し、翌営業日に担当職員へ現場状況や対応を報告すること。
漏水等の事故の内容が緊急修繕の必要があると判断される場合は、直ちに担当職員に報告し、修繕の手配をするものとする。また、二次災害を引き起こさないよう十分に配慮しながら安全対策及び排水処理等の初期活動を行うものとし、危険と判断される場合は事故現場から離れてはならない。
- (4) 修繕工事に先立ち関係者と綿密な打ち合わせをし、常に安全な作業を心がけ安全衛生に関する諸法規及び指示等を遵守し、必要な手続きを遺漏なく行い、次の各号についても充分留意するものとする。
 - ① 受託者は、作業を実施する場合、災害防止等のため、常に必要な措置をとらなければならない。
 - ② 修繕工事中は、交通の状況に応じて、交通整理に関して十分な知識を有し、かつ適格な者を交通整理員として配置し、交通の流れを妨げないようにしなければならない。
 - ③ 修繕工事中は、地上及び地中の構造物、埋設物等に支障を及ぼさないよう細心の注意を払い、施工しなければならない。
- (5) 修繕工事の施工にあたり必要な注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を及ぼした場合は、受託者において、その損害を補償しなければならない。

- (6) 受託者は発注者から修繕の依頼を受けたときは、直ちに着手しなければならない。やむを得ない事情により着手できないときは、速やかに発注者に報告しなければならない。
- (7) 施工上、断水を必要とするときは、すべて発注者と調整すること。
- (8) 掘削は、交通、保安設備、土留め、排水、覆工板その他必要な諸般の準備を整えた上で着手しなければならない。
- (9) 土留め崩壊の恐れのある箇所は、堅固な土留め工事を施さなければならない。
- (10) 公道の埋め戻しについては、即日実施するものとし、路盤構成は、それぞれの道路管理者の指示構成とする。また、保護砂埋戻しの際はバイブレーターを使用し水締めを十分行うこと。
- (11) 路面復旧は、道路管理者が定める施工基準に基づき行わなければならない。なお、仮復旧中は、適宜巡回し危険防止の措置を講じなければならない。
- (12) アスファルト舗装切断時に発生する濁水は、産業廃棄物（汚泥）として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。
- (13) 修繕工事により生じた残土、産業廃棄物は関連する諸法規を遵守し、速やかに処理しなければならない。
- (14) 修繕掘削工事後は仮舗装を行い、その後2ヶ月以内には、アスファルト本舗装を行うこと。
- (15) 修繕工事終了後は、速やかに指定する報告書、写真等及び施工図面（平面図・立面図）を紙及びデータで提出すること。メータ位置等が変更の場合は、必ず図面に明記すること。（既設・新設メータ個所）
- (16) 修繕工事の竣工後2年以内に当該修繕工事の欠陥、漏水その他瑕疵があったときは、受託者の負担において補修しなければならない。

15 留意事項

- (1) 受託者は、作業にあたり水道使用者と接する場合、常に規律正しく、使用者サービスに努め、また言動に十分注意するとともに、不快感・不親切感を与えないよう好感もてる態度で接するよう心がけなければならない。
- (2) 受託者は、待機業務において、市民からの問合せ(局配布、「水回り修理トラブル防止マグネット」参照)や修繕依頼について電話対応マニュアル等を参照に他業者の紹介等、適切な対応をすること。
- (3) 受託者は、工事車両の駐車について、市民に不快感を与えないように十分注意し常に必要な措置をとらなければならない。

16 協議

この仕様書に定めのない事項または疑義が生じたときは、双方協議して決定する。

自家用電気工作物保安管理業務委託(ポンプ場)仕様書

1 目的

本仕様書は、沖縄市上下水道局が設置した自家用電気工作物の保安管理業務委託契約の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、契約履行の適正化に資するためのものである。

2 保安管理業務の対象

保安管理業務の対象は次に掲げる電気工作物とする。

	事業場の名称	事業場の所在地	設備容量	電圧	絶縁監視装置
1	山里配水ポンプ場	沖縄市山里2丁目18	100KVA	6.6KV	設置
2	与儀配水ポンプ場	沖縄市安慶田5丁目4	150KVA	6.6KV	設置

3 契約期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

4 再委託の禁止

受託者は、契約の履行に際し、その一部又は全部を別の個人事業者又は電気保安法人に再委託してはならない。

ただし、受託者が個人事業者であって、本人の急病等やむを得ない理由がある場合は委託者が承認した場合に限り同等以上の資格、要件を満たす者に再委託することができるものとする。

5 保安管理業務の内容

保安管理業務は、保安規程に基づき、当該電気工作物について、次の各号にかかげる業務を行うものとする。

- (1) 電気工作物の維持及び運営が適正に行われるよう、助言又は協議を行うとともに、当該電気工作物の点検、測定及び試験を定期的に行い、技術基準の規定に適合しない項目があるときは、必要な報告、助言を行うこと。
- (2) 電気工作物の事故発生等の場合は、応急措置及び事故原因の探求に協力し再発防止の為、とるべき措置を報告、助言し、必要に応じて臨時点検を行うこと。
- (3) 電気工作物の変更の工事について、設計の審査、工事中の点検及び竣工検査を行い必要な報告助言を行うこと。
- (4) 法令に定める官庁検査の立合いを行うこと。

6 点検種別及び点検内容

- (1) 月次点検…点検頻度 毎月1回主として施設の運転中に行う点検、測定及び試験
- (2) 年次点検…点検頻度 毎年1回主として施設を停止して行う精密な点検、測定及び試験
(無停電年次点検 主として施設の運転中に行う精密な点検、測定及び試験)
- (3) 臨時点検…異常が発生した場合等、必用に応じて行う点検、測定及び試験
- (4) 工事中の点検…工事期間中、週1回の工事中の点検

7 適用法令及び那覇産業保安監督事務所長への申請、届出等

- (1) 適用法令等

契約の履行にあたって、次の関係法令等に基づいて業務を行うものとする。

- a 電気事業法
- b 労働安全衛生法

- (2) 那覇産業保安監督事務所長への申請、届出等

- a 契約の履行上必要な那覇産業保安監督事務所長への申請、届出等の諸手続きは、受託者は委託者の要請を受けて速やかに行うものとする。

なお、必要に応じて受託者は委託者に対し、電気事業法第107条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告書の作成及び手続きに関する助言を行うこと。

- b 前項の申請・届出に対して2ヶ月以内に承認が得られなかった場合又は契約期間内に受託者に起因して、承認が取り消された場合は、委託者は契約を解除できるものとする。

8 機械器具の保有

- (1) 受託者は電気事業法施行規則第52条の2に定められた機械器具を有していること。
- (2) 受託者が業務に使用する測定機器は国家基準を満たした方法で校正・誤差試験を実施すること。
- (3) 前項の測定機器の校正・誤差試験の記録は委託者の求めがあったとき、直ちに開示しなければならない。

又、合格品は校正試験合格シールを添付し実施日を明示すること。

10 安全管理

- (1) 安全の確保

業務の実施にあたっては労働安全衛生規則、電気事業法等の関連法規を遵守し安全の確保に努めなければならない。

(2) 単独作業の禁止

高圧電路の停電、送電操作を伴う作業、高圧近接作業、又は高所作業を行う場合は安全の確保のため監視者をおいて複数で作業を実施すること。

(3) 防護具、保護具の使用

受託者は高圧近接作業を行う場合は適正な絶縁用防護具、絶縁用保護具を使用しなければならない。そのために必要な適正な防護具、保護具を常備しなければならない。

受託者は防護具、保護具の定期自主検査(6 か月に 1 回以上)を実施し、その絶縁性能が維持されていることを確認しなければならない。又、その記録は委託者の求めがあったとき直ちに開示しなければならない。

11 電気事故時における対応及び体制

(1) 受託者は電気事故等、緊急時の連絡体制について明確にし、24 時間受付対応を行うこと。

(2) 受託者は、連絡を受けてから 1 時間以内に当該事業所へ到着出来る体制であること。

(3) 受託者は、台風等の被害が予測される場合には迅速な対応が出来る体制であること。

12 絶縁監視装置の設置

(1) 事業場には、絶縁監視装置を受託者の責任において設置し、低圧使用設備全般について常時絶縁状態を監視すること。(絶縁監視装置は契約締結後1箇月以内に設置すること)

(2) 絶縁監視装置から警報が発せられた場合には、当該事業場の連絡責任者に連絡し自家用電気工作物の状態を確かめるとともに、必要に応じて速やかに対応すること。

13 点検結果の報告

(1) 委託者(事業場)への報告

点検結果(事故・災害時の臨時点検も含む)を点検後速やかに報告すること。

14 保安教育

(1) 委託者の要請に応じて、委託者の職員に対して電気安全等に関する講習会を行うこと。

(2) 講習会は、電気安全の他、電気事業法の改正内容等を含むこと。

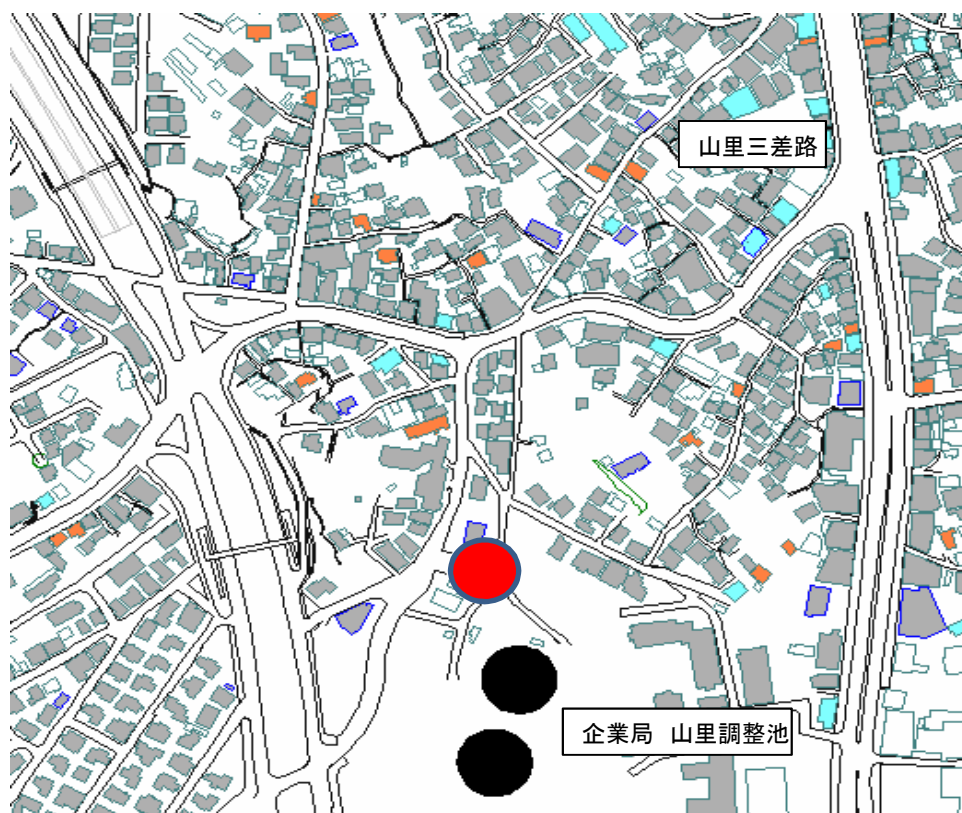
15 その他

(1) 省エネルギーに関して、委託者に利益となるように受託者は省エネ支援について協力すること。

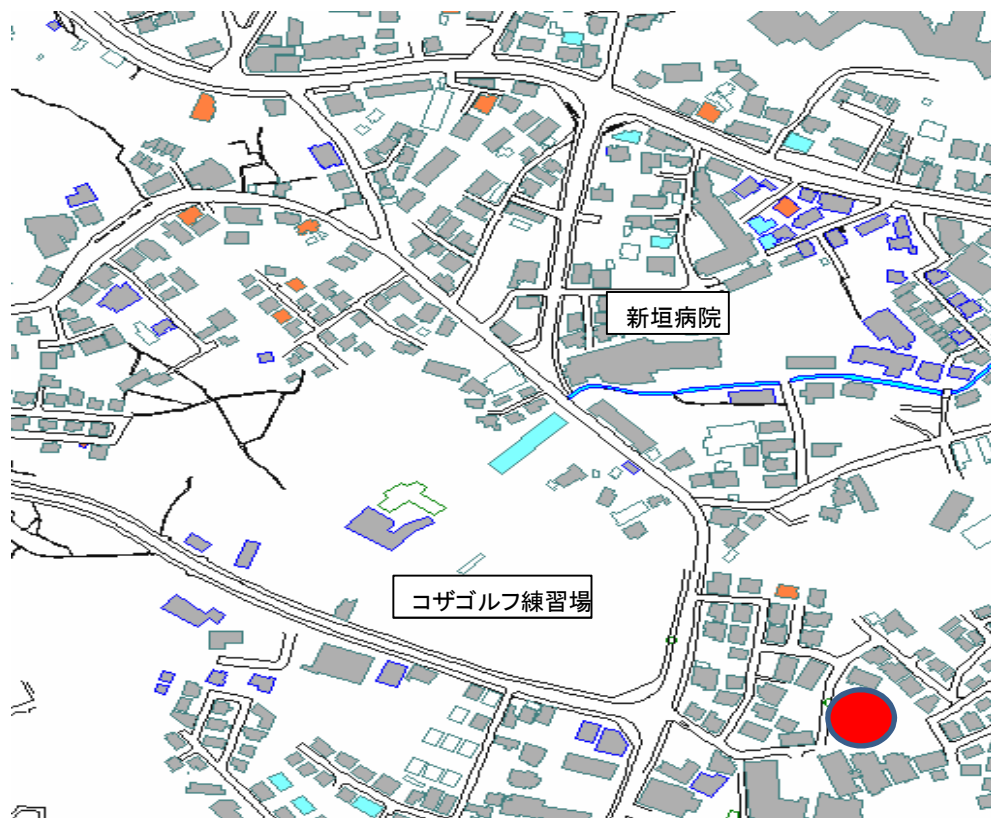
(2) 委託者の施設において重要な行事等が実施される場合は、委託者の要請に応じて、事前の臨時点検及び行事中の点検を実施すること。

自家用電気工作物保安管理業務委託(配水ポンプ場) 位置図

・山里配水ポンプ場



・与儀配水ポンプ場



令和 8 年度メーター取替業務委託仕様書

令和 8 年 5 月
(2026 年)

沖 縄 市 上 下 水 道 局

メーター取替業務委託仕様書

この仕様書は、沖縄市上下水道局（以下「甲」という。）の委託するメーター取替業務委託を履行するために必要な業務の範囲、内容等を定めるものである。受託者（以下「乙」という。）は、契約書及び仕様書に基づき以下の業務を履行するものとする。

1. 業務内容

（１）取替対象

沖縄市安慶田・東・古謝・古謝津嘉山町・桃原・高原の令和９年８月から令和１５年７月までに検定満期を迎える水道メーター及び、その他地域の令和８年８月から令和９年７月までに検定満期を迎える水道メーターのうち、開栓されているメーターを取替対象とする。

（２）取替予定件数

口径	件数	口径	件数
13 mm	3,780 件	40 mm	147 件
20 mm	4,082 件	50 mm	9 件
25 mm	293 件	75 mm	7 件
		合計	8,318 件

※ 取替個数は変動することがあります。

（３）積算方法

メーター口径毎の取替単価に、それぞれの取替個数を乗じた額とし、それにハガキ代金を加えるものとする。

（４）業務期間

契約日から令和９年３月２５日までとする。

2. 個人情報

乙は、沖縄市個人情報保護法施行条例（令和５年３月２８日条例第６号）を遵守すること。

3. 誓約書

乙は、個人情報の保護を徹底するため、個人情報を取り扱う担当者から、個人情報の取扱いに関する誓約書を徴収すること。

4. 提出書類

(1) 着手前

①着手届

②業務責任者届

③個人情報取扱い者届

④個人情報の取扱いに関する誓約書（写し）

⑤取替業務作業従事者届（給水装置工事主任技術者証書の写し、名札用に顔写真の画像データ）

⑥業務計画書

(2) 毎日(作業日翌日)

メーター取替明細書、給水装置状況報告書（写真添付）

(3) 週1回(毎週火曜日)

メーター取替出来高報告書

(4) 月1回(翌月第1週)

メーター取替業務進捗状況報告（写真データ CD-R）

請求書（出来高調書含む）

(5) 業務完了後

業務完了報告書

引渡書

(6) その他甲が求める文書を、乙は速やかに提出すること。

5. 業務履行方法

(1) 取替予告通知書の作成と送付

取替作業前には、ハガキにて取替予告通知書を作成し、使用者へ送付する。通知期間については、事前に甲乙にて協議し決定する。

(2) 取替データの受け取り

毎週火・金曜日（当日が休日の場合は、翌営業日又は前営業日）午前１０時までに甲より取替データを受け取る。

（３）水道メーターの受け取りと回収

取替作業に要する水道メーターは甲が指定する場所で受け取る。また、取替時に回収したメーターは全ての取替作業完了時まで乙により保管する。保管方法については、取替日・口径毎に整理し、風雨にさらされない屋内にて保管する。また、盗難などによる紛失がないように注意する。取替業務完了後、回収メーターは甲の指示する場所に搬出する。

（４）業務従事者証

①乙は、取替業務に先立ち、業務に従事させる者の身分を証明するため、甲より業務作業従事者証の交付を受け、作業を行うときは常に携帯すること。また、使用者等からの請求があった場合は、これを提示すること。

②乙は、前項の業務従事者の業務従事者証の保管に注意するとともに、他人に貸与若しくは譲渡してはならない。なお、亡失又は破損した場合は、直ちに甲へ報告し、その取り扱いについて協議すること。

③乙は、業務従事者証に訂正を要する事由が生じた場合は、直ちに甲へ届け出て、業務従事者届により再発行を請求すること。ただし、再発行する業務従事者証は交付済の業務従事者証と引き替えに交付するものとする。

④業務従事者証は、この業務作業のみ有効とし、契約期間終了後は、甲に速やかに返還すること。

（５）取替前の注意

①メーター取替作業は、関係する法令等を遵守し、現場の安全衛生等に万全の措置を講じ、作業を行うこと。事故等が発生した場合は、速やかに甲に報告するとともに必要な措置を講ずること。メーター取替作業で支障が出るおそれがある、又は事故等が生じた場合、写真及び経過報告書を提出すること。

②メーターは私有地に設置され、取替えに際しては断水などが生じることから、取替えは使用者等の承諾を得てから行うこと。

③使用者等が不在の住宅に設置されているメーターについては、特に使用者からの要望がない限り、事前に送付したハガキにおいて、取替を理解していただいたものと判断して取替えを行うものとする。

(6) 取替作業

- ①取替作業は平日の午前8時30分から午後5時00分までとする。
- ②メーター取替え作業は、水使用や漏水等がない状態を確認して作業を行うこと。漏水等が予想される場合は、使用者等を確認し取替えることとし、不在の場合は取替えず甲に報告すること。
- ③業務は、止水栓又は仕切弁を閉栓して完全に断水させて行うこと。その際、逆止弁等不具合及び設置の有無を確認すること。なお、止水栓等の操作が困難な場合、乙は速やかに甲に連絡し、協議すること。
- ④受水槽等が設置されている場合は、水槽内に濁水が入らないように十分注意すること。
- ⑤メーターを取り外した際に雑物等が給水管に入らないよう注意すること。
- ⑥メーターは、接合部にパッキンを適切に装着し水平に取付けるとともに水の流れる方向を示す本体側面の矢印及び回転指標の回転方向を確認し、取替えたメーターが取付け方向違い（以下「逆付」という。）及び漏水がないよう十分注意すること。
- ⑦ゲートバルブが「閉」の状態にあるメーターは、取替後のゲートバルブは元の「閉」の状態としておくこと。
- ⑧取替作業後、現場の片付けを十分行うこと。特に引上げメーターのパッキン、ボルトナット及び座金については、現場に放置せずに必ず持ち帰り、乙が適切に処理すること。
- ⑨取替作業前後には、給水装置の状況と既設メーターの文字盤の接写を撮影する。写真のデータは取替日毎にわけ、メーター取替業務進捗状況報告と共に CD-R で甲に提出する。
- ⑩取替作業に使用するメーターパッキンは、甲より支給された物を使用する。
- ⑪取替作業は、メーター検針日を考慮し、甲が指定した区域から行う。特に取替個数は、甲と調整し確認を行う。
- ⑫取替作業は、甲からの取替データに添って行い、区域内に取替漏れがないようにする。施工が困難な場所は原因のわかるような写真を撮影し、給水装置状況報告書を作成して甲に提出する。
- ⑬1箇所に複数のメーターが設置されているところでは、メーターの取り違えを防ぐためにメーター1個ごとの取替を行う。
- ⑭取替メーターの情報は、タブレット端末*1へ漏れなく誤りのないよう入力する。

⑮メーター取替に伴い、水没等及びメーター周りの障害物の撤去を行う場合は使用者等へ確認するものとする。また、それにかかる費用について甲は負担しない。腐食や破損等によりメーターが取替困難な場合は、甲へ写真等で報告する。

(7) 取替情報のデータ入力

取替作業に伴い、甲が提供するタブレット端末*¹を使用し、取替情報をデータ入力する。

※ タブレット端末への入力は、作業を行った当日にデータ入力を行うこと。

(8) 報告義務及び緊急修繕

業務中において、給水装置に腐食等の異常が発見された場合は、修繕が必要な箇所をデジタルカメラで撮影し、取替データ提出時にリストと共に甲に給水装置状況報告書で報告する。

緊急修繕が必要な場合は、速やかに甲に状況を報告し、協議の上で修繕工事を行う。

メーター取替業務において、緊急修繕を行った場合は、施工及び資材等について速やかに、別途請求するものとする。

甲は、受託者から前項に規定する請求があった場合は、別に定める「施工・資材単価表」に基づき支払うものとする。

(9) 取替データ・報告書の提出

乙は、前日分の取替データを量水器取替明細表（エクセル）に入力し、翌営業日の午前中までに甲へメールで提出する。

取替情報を入力したデータ（タブレット端末）は、毎週火・金曜日（当日が休日の場合は、翌営業日又は前営業日）午前10時までに甲へ提出する。

メーター取替出来高報告書は毎週火曜日に甲へ提出する。

6. 業務従事者の要件

メーターは給水装置の一部であり、その取替えについては給水装置に関する技術的な知識等を有する必要があることから、乙は指定給水装置工事事業者とする。

また、乙は、業務に従事させる者には、給水装置工事主任技術者を配置しなければならない。

7. 受託者の責任

(1) メーターの誤った設置等により発生した水道料金の差額は乙が負担する。

（２）取替えに起因する漏水、給湯器等の不具合、給水栓における出水不良等が１年以内に発生した場合は、乙の責任において対処すること。これによる費用について甲はその一切を負担しない。

（３）乙はメーター及び貸与されたタブレット端末*¹の紛失、または破損した場合は甲に対し弁償するものとする。

8. 協議

本仕様書の解釈や業務遂行に当たり疑義が生じたときは、甲、乙の双方で協議するものとする。

★備考★

*¹タブレット端末とは携帯用の情報端末。取替情報の確認や入力に使用する。

★注意★

1. デジタルカメラで撮影する時は、メーターの指数やメーター番号、給水装置の状況などが分かりやすいように撮影する。黒板を使用するときは、はっきり分かりやすいように記入し、黒板で対象物を隠さないように置き場所には注意する。
2. 取替用メーター及び引上メーターを保管する倉庫は、業務完了時まで全てのメーターを保管し、搬入、搬出が容易に出来る面積を有すること。
搬入、搬出時の安全面を考慮すると 10 段積み程度で全て収納できる面積を確保する事が望ましい。

業 務 委 託 説 明 書

令和 8 年 5 月 4 日

1. 委 託 名 : 令和 8 年度メーター取替業務委託

2. 取 替 地 域 : 沖縄市内一円

3. 業 務 内 容 : 取替対象地域における令和 9 年 8 月から令和 15 年 7 月迄に検定満期を迎える水道メーター及び、その他地域の令和 9 年 7 月迄に検定満期を迎える水道メーターの取替業務

※開栓中のメーター

※口径および個数(概 算)

口 径	数 量
φ13 mm	3,780 個
φ20 mm	4,082 個
φ25 mm	293 個
φ40 mm	147 個
φ50 mm	9 個
φ75 mm	7 個
合計	8,318 個

※上記の口径別取替個数についての変動はあります。

4. 委託期間 : 令和 9 年 3 月 25 日まで

5. 施 工 方 法 : 令和 8 年度 メーター取替業務委託仕様書による。

※注意事項

- ・作業前に取替予告通知書(ハガキ)を作成し、使用者へ事前通知すること。
- ・取替前後のメーターをデジタルカメラで撮影する。また、それらを整理したデータを1ヶ月毎にCD-Rで水道局へ通知すること。

6. 積算方法 : メーター口径毎の単価に、それぞれの取替個数を乗じた額とし、それにハガキ代金を加えるものとする。

7. 質 疑 ・ 応 答 : 質疑は書面のみとし、口頭・電話での回答は出来ません。

書面はEメール、FAX、窓口にて 月 日()午後 5:00 までに到着したものについて応答いたします。

担 当 者 : 管理課 管理係 仲宗根 繁

E メールアドレス : c03kanri@city.okinawa.lg.jp

F A X : 098-934-0681

令和 8 年度 水道メーター修理仕様書

沖縄市上下水道局

1. 適用範囲

水道メーター修理仕様書は、(以下「仕様書」という。)は、沖縄市上下水道局(以下「本市」という。)が発注する水道メーター(以下「メーター」という。)の修理に適用するものである。

受注者は、計量法第40条「事業の届出」に基づき事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届出した製造事業者であること。

2. 用語の定義

「修理」とは、本市が所有する修理が可能なメーターを引き取り、ケース内外面を清掃ののち、表面処理(鉛レスのものは除く)を施し指示機構部、計量機構部、その他の部品を新品に取替えるとともに、メーターを塗装することをいう。

3. 法令等の遵守

メーター計量法・厚生労働省令及び関連法規に基づいて修理し、検定又は検査に合格したものでなければならない。

4. メーターの引き渡し

引き渡したメーターの中に修理不可能なメーターがある場合は、本市に報告すること。

5. 修理上の注意および指示事項

修理するメーターは、接線流羽根車式単箱型乾式直読式(13mm)・接線流羽根車式複箱型乾式直読式(20mm ～ 25mm)・軸流羽根車式乾式直読式(40mm)とし、修理内容は次のとおりとする。

- (ア) 修理可否について選別する。なお、選別の基準については、本市と受注者の協議により、決定するものとする。
- (イ) ケースの清掃および洗浄等を行う。
- (ウ) メーター部品は全て交換する。
- (エ) 性能は、下記のとおりとする。

口 径	定格最大流量 (Q3)	計量範囲 (Q3/Q1)
13mm	2. 5	R-100
20mm	4	R-100
25mm	6. 3	R-100
40mm	16	R-100

- (オ) 構造及び材質の基準は、JIS規格に適合するものであること。また、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令に定められている鉛に関する基準を満たすものであること。
- (カ) メーター上ふたとケースに沖縄市印章と本市の指示するメーター番号を刻印すること。

※ ケースのメーター番号刻印から対角線付近に、「1」と刻印すること。

- (キ) メーターは青色で塗装を施すこと。また、塗装に使用する塗料は環境に配慮し、衛生上有害な物質を含まず、水質に悪影響を与えないものを使用すること。
- (ク) 検定有効年月シールをふたの裏に貼り付けること。また、メーターケースに封印玉を取り付けること。
- (ケ) 上ふたが紛失、破損しているものについては新しく取り付けること。
この数量については契約変更の対象にしない。

6. 修理不可能メーターの返却

- (1) 規格外または、検定不合格等の理由により、修理出来ないメーターがあった場合、受注者はその口径及び個数を報告すること。また、本市より修理状況について報告を求められた場合、受注者は速やかに報告すること。
- (2) 修理不可能メーターについては、本市の指定する場所へ返却すること。

7. 修理メーターの納品

- (1) 修理したメーターの納品月日及び場所は、本市の指示もしくは本市と受注者の協議で決定する。
- (2) メーター納入数量は、「別紙」水道メーター修理特記仕様書のとおりとする。
- (3) メーター1個につき、ユニオンパッキンを2個付けること。
- (4) 梱包及び荷姿
 - (ア) 納入の際は、原則として収納箱を使用する。
 - (イ) 収納箱は本市が貸与する。
 - (ウ) 収納箱には、メーター同士が接触しないように緩衝材を使用し、塵埃及びその他の異物が入らないように十分注意し取り扱うこと。
 - (エ) メーターの両端の取り付け部に、ねじ山を保護するビニール製のキャップ等を取り付けること。
 - (オ) 以下のように納入カードを作成し、口径・メーター番号・箱番号・検定満期を記載し、収納箱のカードホルダーに装着して納入すること。

口 径	mm	検満
箱 NO.		
メーターNO	○○○ ～ ○○○	

- (カ) メーターの納入方法及び収納個数は次のとおりとする。

口径(mm)	収 納 個 数
13	15 個
20	10 個
25	8 個
40	5 個

(キ)「水道メーター検査合格証明書」若しくは、「水道メーター器差成績書」及びメーター番号一覧表1部を提出すること。

8. 検査

(1) 納品場所において、仕様書その他の提出書類により次の検査を行う。

- ① 数量の確認
- ② 外観検査
- ③ 寸法検査
- ④ 検定証印または基準適合証印の確認
- ⑤ メーター番号

9. 検査納品後の保障

- (1) 納品後、本市がメーター性能において検査を求めた場合は、受注者の責任において速やかに検査し、器差成績を報告すること。
- (2) 納品後、1年以内に故障が判明した場合には、受注者の責任において修理すること。

10. 疑義

この仕様書に定めのない事項または、解釈に疑義が生じた場合は、本市と受注者により協議をするものとする。

「別 紙」

水道メーター修理特記仕様書

1 修理メーターは以下の口径及び数量とする。

メーター口径	メーター番号	個 数
13 mm	517186 ～ 519185	2,000 個
20 mm	512311 ～ 514510	2,200 個
25 mm	501191 ～ 501350	160 個
40 mm	500476 ～ 500555	80 個

令和 8年度 水道施設清掃業務委託仕様書

(目的)

第1条 配水施設の環境美化を保つため、定期的に清掃することを目的とする。

(委託場所)

第2条 清掃委託場所は、与儀ポンプ場敷地、山里ポンプ場敷地、八重島配水池敷地、松本配水池敷地、大里配水池敷地、高原配水池敷地及び胡屋配水池敷地内とする。

(委託期間)

第3条 委託期間は、契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

(清掃回数等)

第4条 清掃の回数及び時期は下記表のとおりとし、作業は平日に行い、作業日時については、乙の業務計画によるものとする。

(清掃方法)

第5条 施設内の低木および、敷地外へ繁茂した樹木については剪定整枝すること。また、枯損木については伐採を行うこと。雑草は抜き取りまたは刈り取ること。

空き缶やゴミ等についても除去するものとする。

2 刈り取った雑草、剪定した枝等は搬出すること。この場合の搬出車輛の借料は本契約の委託料に含むものとする。

(報告と請求)

第6条 清掃の日程は事前に担当職員と調整し、予定日の前日までに清掃予定表を提出するものとする。

2 各回清掃終了後は、作業報告書及び状況写真(作業前、作業後、日付)等を速やかに提出すること。

3 水道施設に出入りする際には、作業日当日までに「沖縄市配水施設出入表」を提出すること。

4 各回清掃終了後の作業報告書の提出後に委託費の請求ができるものとする。

5 業務委託料の他に処分費が出る場合は、別途請求することができる。

(その他)

第7条 その他の疑義については、甲乙の協議によるものとする。

清掃作業の時期

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
山里ポンプ場 高原配水池	6月		10月		3月
大里配水池 松本配水池 八重島配水池	6月	8月	10月		3月
与儀ポンプ場	6月	8月	10月		3月
胡屋配水池	6月			12月	

見積仕様書

○業務名

『令和 7 年度 沖縄市消火栓水圧測定及び点検業務委託』

○目的

沖縄市消火栓水圧測定及び点検業務委託は、施設管理業務の一環として沖縄市全域の消火栓の水圧情報のデータ収集と点検を目的に行うものである。

水圧情報のデータ収集は、水道施設情報管理システム（沖縄市上下水道局構築のマッピングシステム）に反映できるデジタル方式の測定機器（水圧データログ：DLS）にて構築するものとする。

点検については、送配水管の維持管理業務を行う上で、重要な施設である消火栓を円滑に活用するために行うものとする。

○本業務の概要

水圧測定

- (1) 測定箇所：松本・高原・与儀分岐点 469 箇所の消火栓に対して実施する。
配水ブロック内における測定
- (2) 測定機器：デジタル方式の測定器（水圧データログ）
（DLS データログ 機器 閲覧表示ソフト DLS-W 又は DLS-WS）
- (3) 測定時間：測定機器による 24 時間の連続測定を行う。
- (4) 測定項目：別紙「消火栓水圧測定項目一覧」を参照。
- (5) 注意事項：測定機器を設置する箇所については、事前に消防署と警察へ調査の周知を図ること。また、火災発生時の対応についても消防署と十分に協議し対応しなければならない。

点検

- (1) 点検箇所：沖縄市全域 1000 所の消火栓
- (2) 点検機具：蓋開閉器具・消火栓ホース・消火栓ホース取外し器具
- (3) 点検日時：平日午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分(悪天候・日没後不可)※但し、甲と協議の上変更することもできる。
- (4) 点検項目：別紙「消火栓点検項目一覧」を参照。
- (5) 注意事項：点検後の蓋締め忘れ・水の流しっぱなしについては、大きな事故につながるものであり、必ず確認の上作業を終了することとする。

○水圧測定機器について

本業務に使用する機器類については、必ず使用前において監督員の承認を受けるものとし、水圧測定機器については、機器メーカーによる機器点検証明書（１年以内）を提出すること。

機器メーカー以外で点検記録証明を発行する場合は必ず機器メーカーによる点検記録証明も合わせて提出すること。（※点検記録については、製造機器 No. 単位に整理し、報告するものとする。）

本業務に使用する水圧測定データは、既存マッピングシステムに運用可能なデータ形式（閲覧表示ソフト DLS-W 又は DLS-WS）にて収集すること。

○水圧測定・点検の安全管理

水圧測定・点検箇所については、地下式消火栓となっているため、防護柵等の設置・転落防止を施すこと。車道上での作業については、誘導員を配置し、十分安全管理を実施すること。歩道上の作業についても同様に行い、且つ歩行者が安全に通行できるよう万全を期すこと。

○責任施行

本業務は、すべて本業務受託者の責任施行とする。したがって仕様書に明記されていない事項においても、当然必要と思慮される事項については、これを考慮し、甲と協議の上その成果を添付すること。

○報告義務

本業務において、漏水又は破損等を発見した場合は、速やかに甲へ報告すること。

○提出書類

本業務の受託者は、甲の指示する様式にて次の書類を提出しなければならない。

- | | |
|--------------------|----------------|
| (1) 着手届 | (契約締結後 7 日以内) |
| (2) 現場代理人および主任技術者届 | (〃) |
| (3) 技術者名簿 | (〃) |
| (4) 業務計画書 | (契約締結後 14 日以内) |
| (5) 作業予定表 | (1 週間単位で提出) |
| (6) 完了届 | (工事完成時) |
| (7) 引渡書 | (竣工検査合格後) |
| (8) その他（甲が必要とする書類） | (提出を求められたとき) |

○主任技術者及び技術者

本業務に従事する主任技術者及び技術者は、技術上の管理を行う技術者を選定し、水道全般についての専門技術者でなければならない。

また、主任技術者及び技術者は実務経験を 5 年以上有するものとし、経歴、業務内容を明確にした書類と資格証明書の写しを提出するものとする。（調査員の技術者名簿も含む）

○成果品

本業務の成果品については、以下の項目を含めた報告書をデータで提出することとし、水圧測定報告書については 1 部、点検報告書については 2 部提出することとする。

報告書

1. 水圧測定報告書

- ① 水圧記録データ（水圧結果データ一覧）・・・一式
- ② 水圧記録データ出力図（カラー出力図）・・・一式
- ③ 水圧生データ（CD-ROM 等にて納品）・・・一式
- ④ 調査箇所図面集・・・・・・・・・・・・・・一式

2. 点検報告書

- ① 点検状況表
- ② 自治会別設置基数
- ③ 水抜き箇所報告書（図面・写真添付）
- ④ 点検箇所図面集

3. その他

水圧測定報告書・点検報告書以外において、甲乙協議の上、必要とする。

※消防署からの必要な報告書については、別途、消防署と協議し、決定する。

○検査

乙は、業務を完了したときその旨を完成届により甲に通知しなければならない。甲は通知を受けた日から 14 日以内に乙の立会いの上、設計書・仕様書に定めるところにより、業務完了確認のための検査を行い、その結果を乙に通知するものとする。乙は、検査完了後、速やかに成果品を引き渡さなければならない。

また、検査に合格しないときは、直ちに修正し甲の検査を受けなければならない。

○疑義

本仕様書に記載のない事項、又は、疑義を生じた事項については甲乙協議を行い合意のもとに解決するものとする。

消火栓水圧測定・点検項目一覧

消火栓水圧測定基数 469基

消火栓水圧測定項目一覧

NO	測 定 項 目
1	消火栓番号
2	配水ブロック名
3	管種
4	設置箇所所在地
5	口径
6	測定期間（24時間）
7	最大水圧（Mpa）※
8	最小水圧（Mpa）※
9	平均水圧（Mpa）
10	水圧変動幅（Mpa）
11	水撃（ウォーターハンマー）の有無※
12	地盤高

※最大水圧・最小水圧・水撃 の日時についても表示
水圧データ（グラフ）及び現場写真添付

消火栓点検基数 1000基

消火栓点検項目一覧

NO	点 検 項 目
1	点検年月日
2	消火栓番号
3	設置場所（車道・歩道）市道・県道・国道
4	蓋形状
5	蓋の状況（がたつき等）、取手の状況及び交換。
6	室内の状態
7	水抜き作業有無
8	泥吐き作業有無
9	プレート有無
10	開栓時グランド漏水の有無
11	漏水疑似音の有無
12	本体ボルトナットの状態
13	消火栓開閉状態
14	補修弁開閉状態
15	ホース差し金具状態
16	標識の有無
17	空気弁の有無（空気弁付き消火栓か否か）

※蓋・蓋取手及び室内破損及び腐食箇所等の発見又は、室内水抜き作業・泥吐き作業を施行した際は、写真管理をお願いします。

※蓋取手の腐食が著しい際には、点検時に上下水道局が用意した新しい取手に交換をお願いします。

※蓋のがたつき・騒音が生じる際にはゴム等を挟んで、がたつき・騒音を抑えるようお願いします。

「水道施設情報管理システム保守管理業務委託」

標準仕様書

令和 7 年度

沖縄市上下水道局

第1章 総 則

第1条. 基準

この仕様書は、沖縄市上下水道局（以下「甲」とする）が委託する「沖縄市水道施設情報管理システム保守管理業務委託」（以下「業務」とする）に適用する。

第2条. 義務

業務の遂行にあたって受託者（以下「乙」とする）は、甲と打ち合せ・協議・申請等において綿密な連携をとり、水道施設情報管理システム、Web版水道施設情報管理システム及びFmapLocal モバイル（以下「両システム」とする）を正常に稼働させなければならない。

第3条. 業務委託期間

業務の委託期間は、以下のとおりとする。

＊保守期間：令和7年4月1日～令和9年3月31日

第4条. 法令等の解釈

システムに関しては、関係する諸法規及び規格等に準拠して構築しなければならない。

- (1) 水道法（昭和32年6月15日 法律第177号）
- (2) 水道維持管理指針（平成28年 日本水道協会）
- (3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日 法律第57号）
- (4) 情報処理の促進に関する法律（昭和45年5月22日 法律第90号）
- (5) 著作権法（昭和45年5月6日 法律第48号）
- (6) 沖縄市個人情報保護条例及び同施行規則
- (7) その他関連法令及び規程等

第5条. 疑義の解釈

業務における疑義等の解釈については、甲乙の双方にて協議し合意のもとに解決するものとする。

第6条. 機密の保持

乙は、業務中に知り得た甲固有の情報に関して許可なく第三者にその内容を漏らし、または、利用してはならない。また、業務に従事する者は「機密保持に関する誓約書」を提出すると同時に、「情報セキュリティに関する覚書」を別途締結するものとする。

第7条. 個人情報の保護

乙は、沖縄市個人情報保護条例（平成15年10月10日条例第27号）を遵守し、業務に関し知り得た個人情報を漏らしてはならない。履行期間の終了又は解除後においても同様とする。

また、「別紙1. 個人情報保護に関する特記事項」に挙げる事項についての安全確保の措置を講じ、個人情報の保護に努めるものとする。

第8条. 貸与資料の扱い

乙は、業務に関して甲より貸与される資料については、丁寧に取り扱い紛失・破損等に注意し、使用後は直ちに甲に返却しなければならない。また、甲の許可なく複製・他への公開・第三者への貸与等を禁止する。

第9条. 契約内容の変更

業務進行中に発生する契約内容の変更については、その内容が軽微な場合については甲の指示に従い、大幅な変更が伴う場合においては別途協議の上変更を行うものとする。

第10条. 費用の負担

乙は、業務受託後においては、遂行上欠くことの出来ない軽微な発生費用については、契約書及び仕様書の明記の有無にかかわらず乙の負担とする。

第11条. 保安面及び事故対策

作業中における保安対策については、乙は事前にその方法等について甲の承認を得なければならない。また、作業中に事故等が発生した場合は、直ちに必要な処置を施しその原因、経過等について甲に報告しなければならない。

第12条. 損害賠償責任

前項における事故及び損失等については、乙が一切の責任を持ち処理しなければならない。

第13条. 運用環境

両システムの運用環境については、通常の室内環境で作動するものとする。ただし、急激な温度変化による結露の発生防止、適宜な清掃、振動・移動の防止等の条件は甲の責務とする。

第14条. 従事者

乙は、業務の着手に先立ち、管理技術者、照査技術者の経歴書・実務経験証

明書及び本業務に従事する者の名簿を甲に提出しなければならない。

管理技術者は、マッピングシステム全般に対する知識・経験が豊富な技術者を選任するとともに、技術者全員が善良かつ秩序正しい者をあてなければならない。

第15条. 提出書類等

乙は、業務期間中において、次の書類を甲に提出し承認を得なければならない。

- | | |
|--------------------|---------------------------|
| (1) 着手届 | (契約締結後7日以内) |
| (2) 情報セキュリティに関する覚書 | (") |
| (3) 機密保持に関する誓約書 | (") |
| (4) 管理技術者及び照査技術者届 | (") |
| (5) 経歴書、実務経験証明書 | (") |
| (6) 業務従事者名簿 | (") |
| (7) 業務計画書 | (") |
| (8) 業務報告書 | (毎月初め) |
| (9) 業務完了報告書 | (業務完了後) |
| (10) 引渡書 | (検査合格後) |
| (11) その他甲の指示する書類 | (提出を求められたとき) |

第16条. データの権利

両システムのデータの著作権は甲に帰属する。

第17条. 両システムの権利

両システムの著作権は開発元に帰属するものとし、両システムの使用权は甲に帰属する。

第18条. 検査

- (1) 乙は、業務完了時に甲へ完了届を提出し検査を受けなければならない。
い。
- (2) 指摘された箇所については直ちに修正しなければならない。
- (3) 検査に合格しない場合は、その原因が甲の提供するデータ等による場合を除き、システム、または、データベースの修正を行わなければならない。

別紙１．個人情報保護に関する特記事項

（基本的事項）

1. 受託者は、受託した業務を執行するにあたり、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利と利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

（収集の制限）

2. 受託者は、受託した業務を執行するため個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲で、適正かつ公正な方法により行わなければならない。

（目的外使用・提供の制限）

3. 受託者は、受託した業務を執行して知り得た個人情報について、受託業務以外の目的に利用、又は、提供してはならない。

（漏洩、滅失及び毀損の防止）

4. 受託者は、受託した業務を執行して知り得た個人情報について、個人情報の漏洩、滅失及び毀損の防止を図り、適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（破棄）

5. 受託者は、受託した業務に関して知り得た個人情報について、履行期間終了後は、上下水道局に申し入れ、承諾を得た後、破棄等を行わなければならない。

（秘密の保持）

6. 受託者は、受託した業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に漏らしてはならない。履行期間を終了し、又は、契約を解除された後においても同様とする。

（データの複写又は複製の禁止）

7. 受託者は、受託した業務を処理するために上下水道局から渡された個人情報が記録された資料等を上下水道局の承諾なしで複写又は複製してはならない。

(従事者への周知)

8. 受託者は、業務従事者に対して、在職中及び退職後においても業務執行中に知り得た個人情報のみだりに他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(資料等の返還)

9. 受託者は、受託した業務を処理するために上下水道局から提供された情報、又は業務上知り得た個人情報が記録された資料等は、履行期間終了後、直ちに上下水道局に返還するものとする。ただし、上下水道局が別途指示したときはその方法によるものとする。

(立入調査)

10. 上下水道局は、受託者が業務執行にあたり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故発生時における報告義務)

11. 受託者は、受託した業務に違反する事態が生じ、又は生じる恐れのあることを知ったときは、速やかに上下水道局に報告し、指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

12. 上下水道局は、受託者が委託契約に違反していると認めた場合は委託契約を解除することができる。この場合は、契約に定める違約金とは別に損害賠償を請求することができる。

(事業者の責務)

13. 受託者は、沖縄市個人情報保護条例（平成 15 年 10 月 10 日条例第 27 号、以下「条例」という。）の定めにある事業者の責務を、十分認識し、受託業務を処理しなければならない。

(その他)

14. 受託者は、業務を執行するにあたり、条例を十分理解した上で執行すること。

令和 8 年度水質検査業務委託仕様書

第 1（基本事項）

1 目的

本委託業務は、給水栓水等の水質検査を目的とする。

2 適用範囲

本仕様書は、沖縄市上下水道局（以下「甲」という。）が委託する「水質検査業務委託」に関し、甲及び受託者（以下「乙」という。）が遵守すべき事項を示すものである。

3 業務の委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までとする。

第 2（一般事項）

1 法令等の遵守

乙は、業務の遂行にあたり関係する法令等について、これを遵守する。

2 機密の保持

乙は、業務の遂行上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

3 履行場所

沖縄県沖縄市内

4 再委託の禁止

原則として、水質検査を受託した検査機関においては、自ら水質検査を実施する。

5 手続き等

乙は、業務の遂行上必要な手続き等は、乙の負担で行う。

6 疑義について

この仕様書に定めのない事項、又はこの仕様書について疑義が生じた場合は、甲、乙協議する。

第 3（検査項目）

1 水質検査（定期の水質検査）

（1） 検査実施計画及び検査項目

別紙 1-1 から別紙 1-5 のとおり。

（2） 採水日程

甲、乙協議にて決定する。

（3） 採水地点

別紙 2（水質採水地点）のとおりに。

（4） 採水容器の準備

- ア 乙は、別紙 1-1（検査実施計画）に対し、別紙 2（水質採水地点）ごとに採水容器を用意する。
- イ 採水容器は採水予定日の一週間前までに甲の指定する場所へ届ける。
- ウ 採水容器の洗浄については、乙の責任において十分に行う。

(5) 試料の運搬

試料は、クーラーボックス等に入れ氷冷し、破損防止の措置を施し、別紙 3-1 または別紙 3-2 のとおり運搬する。ただし、最初の試料採水後、検査機関までの搬入時間は法令を遵守し行う。

2 臨時の水質検査及び水道法第 18 条に基づく水質検査

(1) 検査項目及び検査頻度

- ア 検査項目については、甲乙協議のうえ決定する。
- イ 検査頻度については、下記の通りとする。
 - ・ 水源の水質が著しく悪化したとき。
 - ・ 水源に異常があったとき。
 - ・ 水源付近・給水区域及びその周辺において消化器系伝染病が流行しているとき。
 - ・ 浄水過程の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
 - ・ その他特に必要があるとみとめられるとき。

(2) 採水日時及び採水地点

甲が決め、乙は甲に従う。

(3) 試料容器の準備

- ア 乙は、必要な検査項目に対し、採水地点ごとに採水容器を用意する。
- イ 採水容器の洗浄については、乙の責任において十分に行う。

(4) 試料の運搬

試料は、クーラーボックス等に入れ氷冷し、破損防止の措置を施して運搬する。
ただし、最初の試料採水後、検査機関までの搬入時間は法令を遵守し行う。

第 4 検査方法

1 水質検査等

(1) 検査方法

検査方法は、水質基準項目については「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」（平成 15 年厚生労働省告示第 261 号（最近改正版を使用）、残留塩素については水道法施行規則第 17 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法（平成 15 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 318 号（最近改正版を使用）、水温については「上水試験方法」（最新版）により行う。

- (2) 数値の取扱い
「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」(厚生労働省水道課長通知 平成 15 年 10 月 10 日健水発第 1010001 号)に基づき実施する。
- (3) 速報値の報告
 - ア 水質検査結果については、採水日から一週間以内に一次報告を行う。
 - イ 水道法第 18 条に基づく水質検査結果については、甲の指示する日までに報告する。
 - ウ 水質検査結果が水質基準値を超えた場合は、水質検査項目ごとに直ちに甲に連絡する。
- (4) 再検査
甲は、水質検査結果等に疑義が生じた場合は、再検査を指示することができるものとする。
この場合の費用は、乙の負担とする。
- (5) 器具類
水質検査に使用する器具類は、検査に影響を与えないよう「上水試験方法」(最新版)に則って十分に洗浄したうえで使用する。
- (6) 報告書の作成
 - ア 報告書には検査結果、定量下限値及び検査方法を記載する。
 - イ 水質基準に関する省令に示された表の 1～31 までの項目については、水質基準値の 10 分の 1 を超えた場合、検査結果を報告する。ただし、大腸菌は除く。
また、過去データと比較し、著しい変化があるとみなされる場合についても報告する。
 - ウ 水質基準に関する省令に示された表の 32～52 までの項目については、水質基準値の 2 分の 1 を超えた場合、検査結果を報告する。ただし、水質管理目標設定項目にも該当する項目については、その目標値を満足しない場合、検査結果を報告する。
また、過去データと比較し、著しい変化があるとみなされる場合についても検査結果を報告する。
 - エ 検査結果以外にも、分析条件、検量線(相関係数も含む)及びクロマトグラム等を添付する。
- (7) 検査項目及び検査頻度への提言
法令等に基づく検査項目及び検査頻度とともに、水質管理として必要な水質試験項目及びその頻度について提言する。

2 検査結果の信頼性確保

乙は、次の各項目に留意して検査結果の信頼性確保に努め、甲の要請に応じてその記録を速やかに提出する。

- (1) 検査体制の整備
水質検査結果は、検査責任者等によるチェックを行い、記録する。
- (2) 作業記録
 - ア 乙は、実際の作業においても、標準作業書に沿った記録を行う。
 - イ 乙は、実施した業務を作業日報として記録し、甲の要請があれば速やかに提出すること。
- (3) 機器の整備
乙は、分析に使用する器具、機械及び装置について、その使用に支障がないように整備し、記録する。また、常に適正な分析値が得られるよう、機器の自主点検を徹底するとともに、必要な定期点検を遅滞なく受け、記録する。
- (4) 精度管理の実施

- ア 内部精度管理項目として相応しい水質検査項目について、年に一回以上、及び検査担当者が変更するごとに実施し、記録する。
- イ 外部精度管理については、厚生労働省並びに全国給水衛生検査協会が行う精度管理を実施すること。
- ウ 乙は精度管理の結果が分かり次第、速やかに甲へ報告書にて報告する。
- (5) 検査試料の保存及び廃棄
- ア 検査試料の保存期間は、その期間の短縮について甲の指示又は了解があった場合を除いて、試料の採水日から1ヶ月間（土曜日、日曜日、祝祭日を含む。）とし、廃棄日を記録する。
- イ 保存期間終了後の検査試料は、関係法令を遵守して乙が廃棄する。
- (6) 検査結果算出過程に作成した資料の保存等
- 野帳、チャート類、機器の整備に係る記録等は、その保存期間の短縮について甲の指示及び了解があった場合を除き、5年間保存とする。
- (7) 乙への立入検査
- 上記(1)～(6)の事項及び設備状況等について確認するため、甲（甲から委嘱を受けた専門家を含む）は、随時に乙への立入検査を実施できるものとする。
- (8) クロスチェック
- 甲は、指定した給水栓水についてクロスチェックを行うことができる。
この場合、クロスチェック用の採水容器は乙にて準備する。

3 提出書類

(1) 提出書類一覧表

一般項目	名称	部数	提出期限
	業務委託着手届	1	契約締結後7日程度
	業務委託計画書	1	
	経歴書	1	契約締結後10日程度
	従事者等届	1	
	業務委託完了届	1	業務委託完了時
	請求書	1	請求単位区分検査終了後速やかに
	打ち合わせ議事録	1	必要の都度

水質検査関係	名称	部数	提出期限
	検査項目の実施順序	1	契約締結後10日程度
	検査機関連絡体制表	1	
	作業日報	1	必要の都度
	水質検査結果表（速報）	1	各採水日から7日程度
	水質検査業務委託報告書	1	各採水日から速やかに
	精度管理報告書	1	結果が分かり次第、速やかに

- (2) 乙は、指定の期日までに表に示す書類を作成し、甲に提出する。
なお、甲が別途他の書類の提出を求めた場合は、当該書類を提出する。
- (3) 乙は、提出した書類に変更が生じたときは、直ちに変更した書類を甲に提出する。
ただし、提出期限等については、土、日曜日及び祝日は含まないものとする。

4 安全管理

- (1) 乙は、本業務委託に係る事故の防止と安全確保のための必要な処置を講じること。
- (2) 本業務委託施行中、公衆に迷惑を及ぼす行為がないよう、交通及び保安上十分な注意を図ること。
- (3) 本業務委託施行中に事故が発生したときは、直ちに業務を中断して応急処置を講じるとともに、その拡大防止に努め、事故の原因、経過及び被害内容を甲に報告すること。

5 その他

資料の提供

本業務委託に必要な資料は貸与する。資料が外部に漏洩しないよう管理し、作業完了後速やかに甲に返却すること。また、作業の便宜上、複写した場合は作業終了後に速やかに処分すること。

別紙1-1

令和8年度水質検査実施計画書

NO	採水場所	検査種別	実 施 月												備 考
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
1	宮里第一公園 (北谷浄水場系統)	水質基準項目(※PFOS含む)		○											52項目 年1回
		毎月検査	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	11項目 年11回
		消毒剤・消毒副生成物					○			○			○		12項目 年3回
		年4回検査					○			○			○		3項目 年3回
		水質管理目標設定項目		○											1項目 年1回
		水質管理目標設定項目						○							16項目 年1回
2	嘉手納タンク (北谷浄水場系統)	水質基準項目(※PFOS含む)		○											52項目 年1回
		毎月検査	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	11項目 年11回
		消毒剤・消毒副生成物					○			○			○		12項目 年3回
		年4回検査					○			○			○		3項目 年3回
		水質管理目標設定項目		○											1項目 年1回
		水質管理目標設定項目						○							16項目 年1回
3	倉敷ダム (北谷浄水場系統)	水質基準項目(※PFOS含む)		○											52項目 年1回
		毎月検査	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	11項目 年11回
		消毒剤・消毒副生成物					○			○			○		12項目 年3回
		年4回検査					○			○			○		3項目 年3回
		水質管理目標設定項目		○											1項目 年1回
		水質管理目標設定項目						○							16項目 年1回
4	グレートイースタン (北谷浄水場系統)	水質基準項目(※PFOS含む)		○											52項目 年1回
		毎月検査	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	11項目 年11回
		消毒剤・消毒副生成物					○			○			○		12項目 年3回
		年4回検査					○			○			○		3項目 年3回
		水質管理目標設定項目		○											1項目 年1回
		水質管理目標設定項目						○							16項目 年1回
5	ぐるくん公園 (石川浄水場系統)	水質基準項目(※PFOS含む)		○											52項目 年1回
		毎月検査	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9項目 年11回
		消毒剤・消毒副生成物					○			○			○		12項目 年3回
		年4回検査(※PFOS含む)					○			○			○		4項目 年3回
		水質管理目標設定項目		○											1項目 年1回
		水質管理目標設定項目						○							12項目 年1回
6	県立教育センター (石川浄水場系統)	水質基準項目(※PFOS含む)		○											52項目 年1回
		毎月検査	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9項目 年11回
		消毒剤・消毒副生成物					○			○			○		12項目 年3回
		年4回検査(※PFOS含む)					○			○			○		4項目 年3回
		水質管理目標設定項目		○											1項目 年1回
		水質管理目標設定項目						○							12項目 年1回
7	池原公民館 (石川浄水場系統)	水質基準項目(※PFOS含む)		○											52項目 年1回
		毎月検査	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9項目 年11回
		消毒剤・消毒副生成物					○			○			○		12項目 年3回
		年4回検査(※PFOS含む)					○			○			○		4項目 年3回
		水質管理目標設定項目		○											1項目 年1回
		水質管理目標設定項目						○							12項目 年1回

別紙1-2

検査項目の内訳書

種 別	検 査 項 目	備 考
水質基準項目 (52項目)	一般細菌、大腸菌、カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、ヒ素及びその化合物、六価クロム化合物、亜硝酸態窒素、シアン化物イオン及び塩化シアン、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、フッ素及びその化合物、ホウ素及びその化合物、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド、亜鉛及びその化合物、アルミニウム及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、ナトリウム及びその化合物、マンガン及びその化合物、塩化物イオン、カルシウム、マグネシウム等(硬度)、蒸発残留物、陰イオン界面活性剤、ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール、非イオン界面活性剤、フェノール類、有機物等(TOC)、pH値、味、臭気、色度、濁度、ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	年1回
消毒剤・消毒副生成物(12項目)	シアン化物及び塩化シアン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド	年3回
水質管理目標設定 項目(16項目)	アンチモン及びその化合物、ウラン及びその化合物、ニッケル及びその化合物、1,2-ジクロロエタン、トルエン、フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)、ジクロロアセトニトリル、抱水クロラール、遊離炭酸、1,1,1-トリクロロエタン、メチル-tert-ブチルエーテル、有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)、臭気強度(TON)、ランゲリア指数(腐食性)、従属栄養細菌、1,1-ジクロロエチレン	年1回 ※北谷浄水場系統
水質管理目標設定 項目(12項目)	アンチモン及びその化合物、ウラン及びその化合物、ニッケル及びその化合物、フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)、ジクロロアセトニトリル、抱水クロラール、遊離炭酸、1,1,1-トリクロロエタン、有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)、臭気強度(TON)、腐食性(ランゲリア指数)、従属栄養細菌	年1回 ※石川浄水場系統
水質管理目標設定 項目(1項目)	残留塩素	年1回
年4回検査 (3項目)	ホウ素及びその化合物、カルシウム、マグネシウム等(硬度)、蒸発残留物	年3回 ※北谷浄水場系統
年4回検査 (4項目)	アルミニウム及びその化合物、蒸発残留物、非イオン界面活性剤、ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	年3回 ※石川浄水場系統
毎月検査 (9項目)	一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物等(TOC)、pH値、味、臭気、色度、濁度	年11回
毎月検査 (2項目)	ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール	年11回 ※北谷浄水場

別紙1-3

基準項目(52項目) 北谷浄水場系統

	項目名	水質基準値	北谷浄水場系統
			(倉敷ダム、嘉手納タンク、グレートイースタン、宮里第一公園)
基1	一般細菌	100個/ml以下	1回/月
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	1回/年
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	1回/年
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/年
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/年
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/年
基8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	1回/年
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	1回/年
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	1回/3月
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	1回/年
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	1回/年
基13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3月
基14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	1回/年
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	1回/年
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	1回/年
基17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	1回/年
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回/年
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回/年
基20	ベンゼン	0.01mg/l以下	1回/年
基21	塩素酸	0.6mg/l以下	1回/3月
基22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	1回/3月
基23	クロロホルム	0.06mg/l以下	1回/3月
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	1回/3月
基25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	1回/3月
基26	臭素酸	0.01mg/l以下	1回/3月
基27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	1回/3月
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	1回/3月
基29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	1回/3月
基30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	1回/3月
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	1回/3月
基32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/年
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	1回/年
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	1回/年
基35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/年
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	1回/年
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	1回/年
基38	塩化物イオン	200mg/l以下	1回/月
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	1回/3月
基40	蒸発残留物	500mg/l以下	1回/3月
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	1回/年
基42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	1回/月
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	1回/月
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	1回/年
基45	フェノール類	0.005mg/l以下	1回/年
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下	1回/月
基47	pH値	5.8以上8.6以下	1回/月
基48	味	異常でないこと	1回/月
基49	臭気	異常でないこと	1回/月
基50	色度	5度以下	1回/月
基51	濁度	2度以下	1回/月
基52	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)の量の和として、0.00005mg/L以下(暫定)	1回/年

基準項目(52項目) 石川浄水場系統

	項目名	水質基準値	石川浄水場系統 (ぐるくん公園、教育センター、 池原公民館)
基1	一般細菌	100個/ml以下	1回/月
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	1回/年
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	1回/年
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/年
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/年
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/年
基8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	1回/年
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	1回/年
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	1回/3月
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	1回/年
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	1回/年
基13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/年
基14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	1回/年
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	1回/年
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	1回/年
基17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	1回/年
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回/年
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回/年
基20	ベンゼン	0.01mg/l以下	1回/年
基21	塩素酸	0.6mg/l以下	1回/3月
基22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	1回/3月
基23	クロロホルム	0.06mg/l以下	1回/3月
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	1回/3月
基25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	1回/3月
基26	臭素酸	0.01mg/l以下	1回/3月
基27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	1回/3月
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	1回/3月
基29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	1回/3月
基30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	1回/3月
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	1回/3月
基32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/年
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	1回/3月
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	1回/年
基35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/年
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	1回/年
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	1回/年
基38	塩化物イオン	200mg/l以下	1回/月
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	1回/年
基40	蒸発残留物	500mg/l以下	1回/3月
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	1回/年
基42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	1回/年
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	1回/年
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	1回/3月
基45	フェノール類	0.005mg/l以下	1回/年
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下	1回/月
基47	pH値	5.8以上8.6以下	1回/月
基48	味	異常でないこと	1回/月
基49	臭気	異常でないこと	1回/月
基50	色度	5度以下	1回/月
基51	濁度	2度以下	1回/月
基52	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	ペルフルオロオクタ ンスルホン酸 (PFOS)及びペルフ ルオロオクタン酸 (PFOA)の量の和と して、0.00005mg/L以 下(暫定)	1回/3月

別紙1-5

水質管理目標設定項目

水質管理目標設定項目(1項目) 各採水地点

	検査項目	目 標 値	実施検査頻度	備 考
1	残留塩素	1.0mg/l以下	年1回	消毒副生成物等との関連

水質管理目標設定項目(16項目) 北谷浄水場系統 4箇所(宮里第一公園、嘉手納タンク、倉敷ダム、グレートイースタン)

	検査項目	目 標 値	実施検査頻度	備 考
1	アンチモン及びその化合物	0.02mg/l以下	年1回	水源が湖沼等停滞性の水域
2	ウラン及びその化合物	0.002mg/l以下(暫定)		水源が河川水
3	ニッケル及びその化合物	0.02mg/l以下		使用する資機材との関連
5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下		水源が地下水
8	トルエン	0.4mg/l以下		
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/l以下		水源が湖沼等停滞性の水域
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/l以下(暫定)		消毒副生成物との関連
14	抱水クロール	0.02mg/l以下(暫定)		水源が湖沼等停滞性の水域
19	遊離炭酸	20mg/l以下		
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/l以下		水源が地下水
21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02mg/l以下		水源が湖沼等停滞性の水域
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/l以下		
23	臭気強度(TON)	3以下		
27	ランゲリア指数(腐食性)	-1程度以上とし、極力0に近づける		細菌類
28	従属栄養細菌	2000個/ml以下(暫定)		
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下		水源が地下水

水質管理目標設定項目(12項目) 石川浄水場系統 3箇所(ぐるくん公園、教育センター、池原公民館)

	検査項目	目 標 値	実施検査頻度	備 考
1	アンチモン及びその化合物	0.02mg/l以下	年1回	水源が湖沼等停滞性の水域
2	ウラン及びその化合物	0.002mg/l以下(暫定)		水源が河川水
3	ニッケル及びその化合物	0.02mg/l以下(暫定)		使用する資機材との関連
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/l以下		水源が湖沼等停滞性の水域
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/l以下(暫定)		消毒副生成物との関連
14	抱水クロール	0.02mg/l以下(暫定)		水源が湖沼等停滞性の水域
19	遊離炭酸	20mg/l以下		
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/l以下		
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/l以下		
23	臭気強度(TON)	3以下		
27	ランゲリア指数(腐食性)	-1程度以上とし、極力0に近づける		細菌類
28	従属栄養細菌	2000個/ml以下(暫定)		

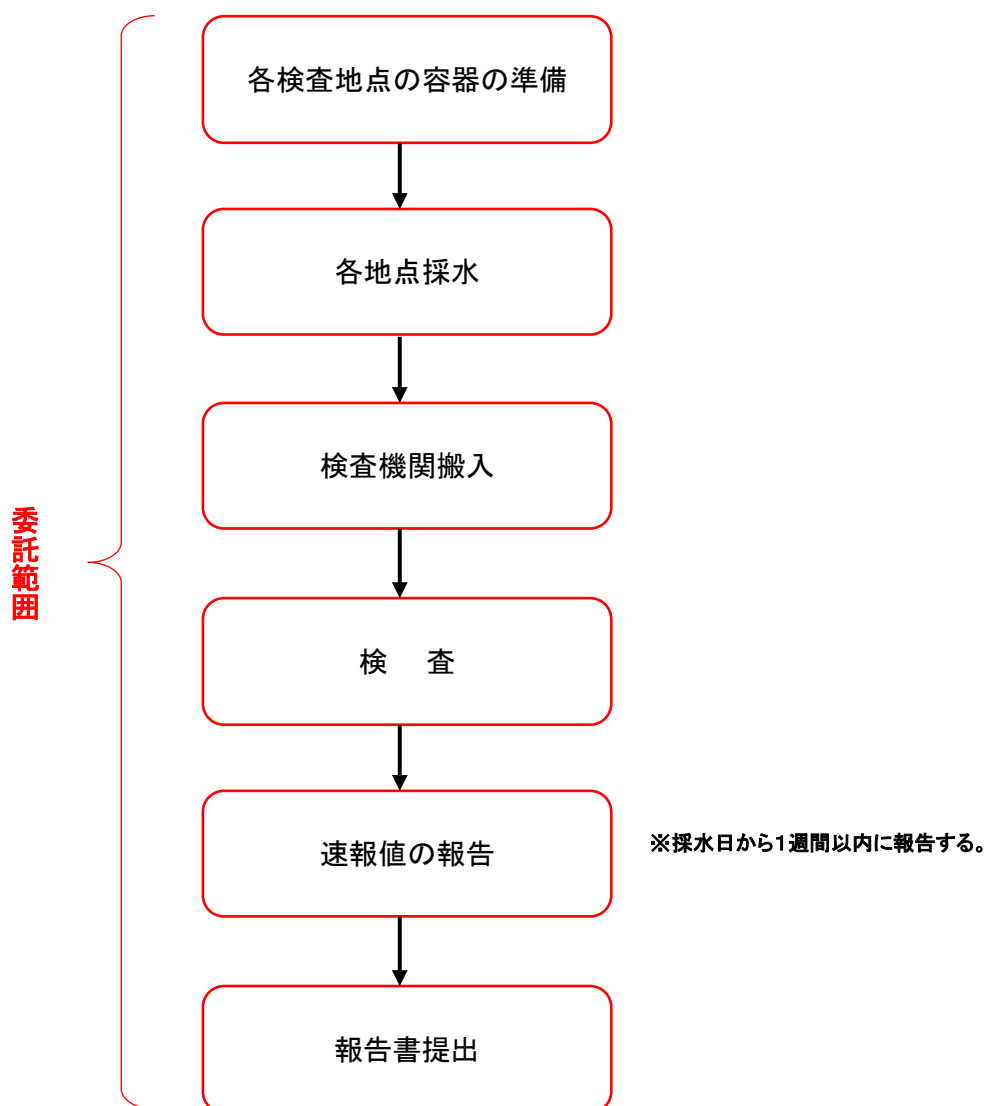
別紙2

水質採水地点

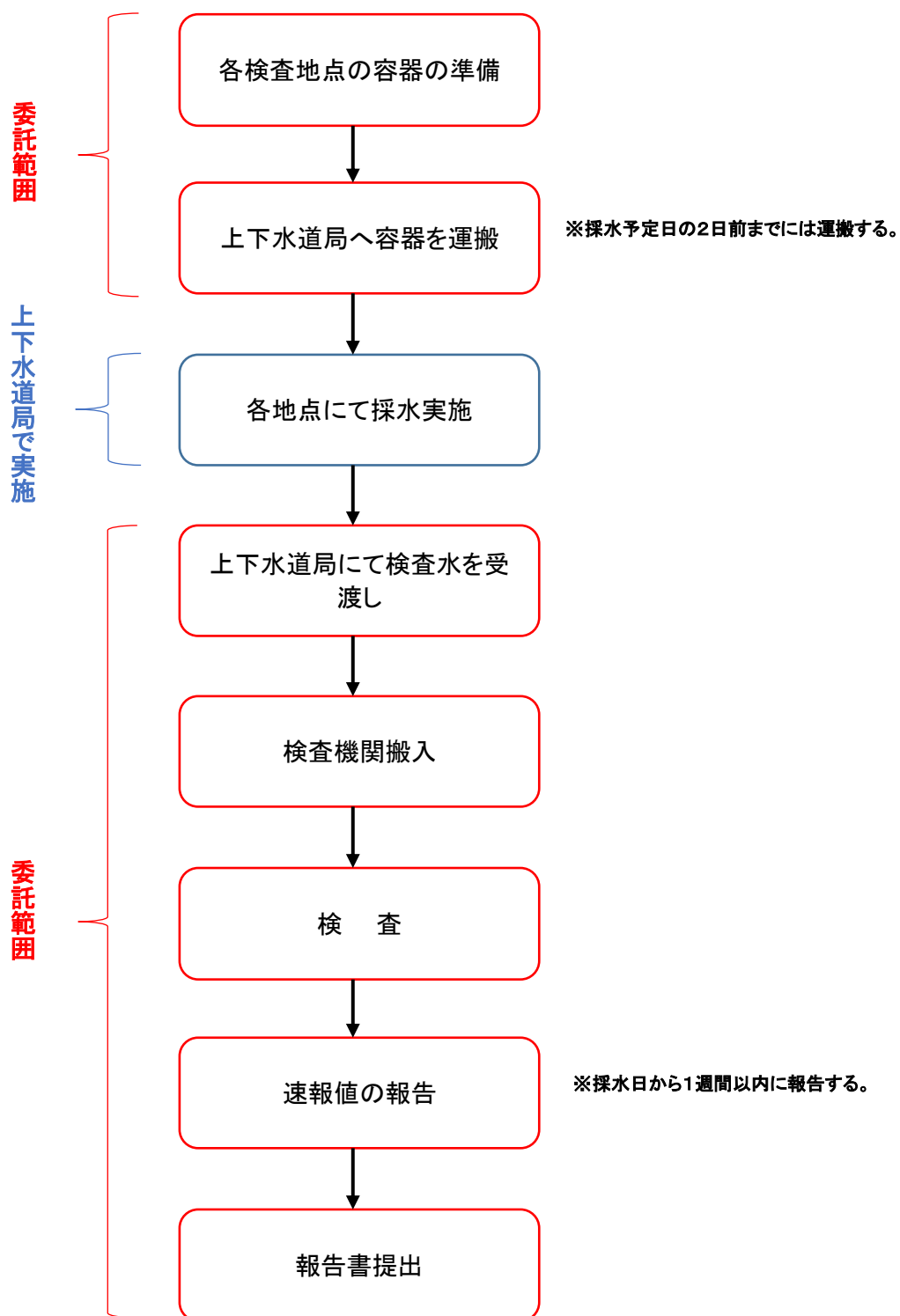
水質検査を行う採水地点は下の表のとおりとする。但し、配水系統の変更等があった場合、沖縄市上下水道局と受託者で協議の上、変更できるものとする。

No	受水点	配 水 系 統	採 水 場 所	住 所	系統
1	山里	八重島配水池	宮里第一公園	宮里3-10	北谷
2	山里	企業局直圧	嘉手納タンク	嘉手納第二ゲート	北谷
3	山里	八重島 第2配水池	倉敷ダム事務所	うるま市石川 楚南879-1	北谷
4	山里	胡屋配水池	グレート イースタン	与儀1-29-1	北谷
5	高原	大里配水池	ぐるくん公園	泡瀬3-28	石川
6	高原	高原配水池	県立教育センター	与儀3-11-1	石川
7	松本	松本配水池	池原公民館	池原1-25-15	石川

5月実施予定の全項目水質検査のフロー図



全項目以外の定期の水質検査のフロー図



令和8年度水質毎日検査業務委託(土日・祝日等)仕様書

基本事項

1. 水道法施行規則第15条第1項第1号イに定めのある水質毎日検査を実施するにあたり
沖縄市上下水道局企業職員就業規程第3章第5条及び第9条に基づく土日・祝日等の水質検査
を委託するものである。
2. 水質検査を行う採水地点は下の表のとおりとする。ただし、配水系統の変更等があった場合
沖縄市上下水道局(以下「甲」とする。)と受託者(以下「乙」とする。)は、協議して変更できるもの
とする。

水質採水地点

No	受水点	配水系統	採水場所	住所	系統
1	山里	八重島配水池	宮里第一公園	宮里3-10	北谷
2	山里	企業局直圧	嘉手納タンク	嘉手納第二ゲート	北谷
3	山里	八重島第2配水池	倉敷ダム事務所	うるま市石川楚南879-1	北谷
4	山里	胡屋配水池	グレートイースタン	与儀1-29-1	北谷
5	高原	大里配水池	ぐるくん公園	泡瀬3-28	石川
6	高原	高原配水池	県立教育センター	与儀3-11-1	石川
7	松本	松本配水池	池原公民館	池原1-25-15	石川

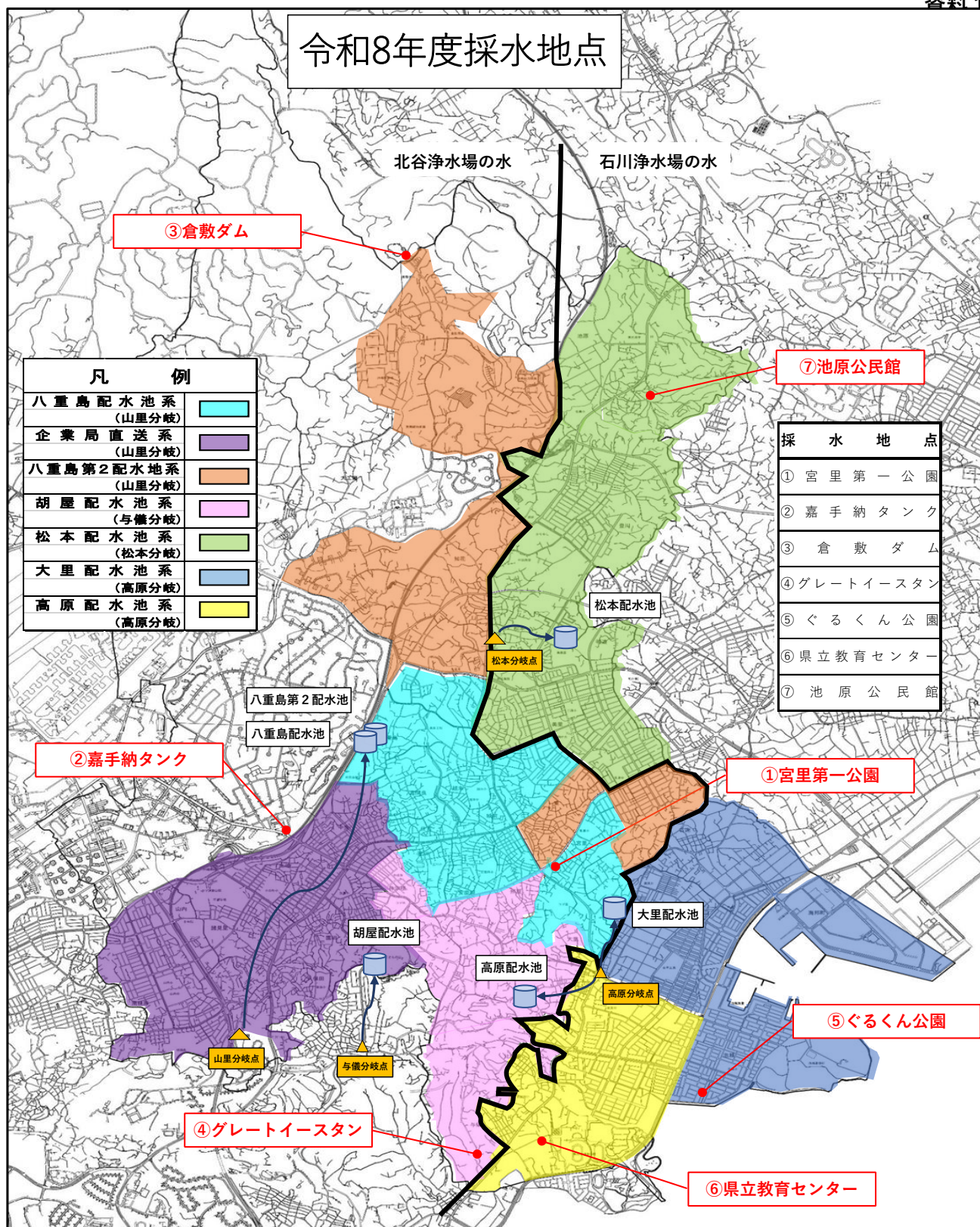
3. 検査項目については、水道法及び水道法施行規則第15条第1項に規定されている、いわゆる
毎日検査項目に基づいて下記の通りとする。
なお、性状確認の為に水温も測定することとする。

検査項目

色
濁り
消毒の残留効果(残留塩素濃度)
水温

4. 採水時間については、原則午前中に行うこととする。
5. 期間は **令和8年4月1日から令和9年3月31日** までの土日・祝日等とし、沖縄慰霊の日も含む。
6. 検査に用いる試薬や採水容器等は乙で準備すること。
7. 甲が定める検査報告書を用い、翌営業日までに報告を行うこととする。
ただし、異常値が出た場合、直ちに甲へ連絡し、同日中に再検査を行うこと。
(再検査料は乙の負担とする。)
8. 暴風時における水質検査
①暴風警報が発令されても路線バスが運行している場合は、水質検査を行うこと。
②終業予定時刻の2時間前までに暴風警報が解除になったとき、又は暴風警報が発令中
であっても、路線バスの運行が再開された場合は速やかに水質検査を行うこと。
※ただし、暴風雨が強く業務遂行に危険が伴うと甲が判断した場合を除く。
9. 乙は甲へ作業従事者を報告し、甲はその報告を基に作業従事者の身分証明証を発行する。
※報告した作業従事者のみが本業務に携わること。
10. 本仕様書に定める事項、または仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は
甲、乙協議する。

令和8年度採水地点



R8年度水質毎日検査(土日、祝日等)日数計算表

4月 平日 21
休日 9

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

5月 平日 18
休日 13

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

6月 平日 21
休日 9

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

7月 平日 22
休日 9

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

8月 平日 20
休日 11

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

9月 平日 19
休日 11

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

10月 平日 21
休日 10

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

11月 平日 19
休日 11

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

12月 平日 20
休日 11

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

1月 平日 19
休日 12

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

2月 平日 18
休日 10

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						

3月 平日 22
休日 9

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

年間	365 日
平日	240 日
休日	125 日

* 6月23日慰霊の日は休日の予定
* 12月は28日までの出勤
* 1月は4日より出勤

上半期	183 日
平日	121 日
休日	62 日

下半期	182 日
平日	119 日
休日	63 日

令和7・8年度計装設備(配水施設・配水ブロック)
保守管理業務委託仕様書

沖 縄 市 上 下 水 道 局

目 次

第1章 一般事項

1. 業務概要
2. 履行期間
3. 履行場所
4. 提出書類
5. 主任技術者の資格
6. 報告書

第2章 定期点検保守業務

1. 対象施設
2. 点検作業内容
3. 整備内容

第3章 リモート（遠方）監視保守業務

1. 監視体制
2. 運用開始前の検査
3. 臨時検査
4. 監視項目と対応
5. 経費の負担

第4章 緊急保守業務

1. 緊急時の対応

第5章 セキュリティ対策

1. セキュリティポリシー
2. 臨時検査

第1章 一般事項

1. 業務概要

本業務は、沖縄市上下水道局の管理する配水池、配水ポンプ場、及び配水ブロック施設と上下水道局内に設置された計装設備が常に良好な状態を保ち、且つ各種関係法令に適合するための点検維持管理業務を行うもので、その内容は下記のとおりである。

1) 定期点検保守業務（配水池・配水ポンプ場・配水ブロック施設）

別に定める計装設備機器、機械設備機器の定期点検を行い設備の状況を的確に判断できる点検データを整理し、報告を行う。

その結果、設備に不具合や修繕、改善の必要がある場合や将来的にその必要が予測される場合は、担当係員へ速やかに報告すると共に的確な処理や検討を行う。

2) リモート（遠方）監視保守業務

請負者は、委託対象設備に対し遠方監視装置を設置し、24時間常時監視できる体制を整備し、警報及び障害発生時には速やかに技術員を派遣して必要な処置を行う。

2. 履行期間

自 令和 7年 4月 1日
至 令和 9年 3月 31日

3. 履行場所

- | | |
|-------------|--------------------|
| 1) 沖縄市上下水道局 | 7) 胡屋配水池 |
| 2) 高原配水池 | 8) 山里配水ポンプ場 |
| 3) 大里配水池 | 9) 与儀配水ポンプ場 |
| 4) 八重島配水池 | 10) 泡瀬小学校 |
| 5) 八重島第2配水池 | 11) 配水ブロック施設（41か所） |
| 6) 松本配水池 | |

4. 提出書類

請負者は、契約締結後、指定期間内に下記書類を提出しなければならない。

- 1) 着手届
- 2) 主任技術者届
- 3) 業務実施計画書
- 4) 業務工程表
- 5) 業務従事者の健康診断書（水道法第21条第1項に規定する健康診断）[年2回]

5. 主任技術者及び技術員の資格要件

請負者は、本業務を適正に履行する為に計装技術及び電気技術をもって従事する必要があることから、第1種電気工事士及び計装士（計装士は同等以上の資格や実績も可）の資格

を有する主任技術者を置かなければならない。また、ネットワーク技術（LAN）をもって業務に従事する必要がある事から、本業務に従事する技術者として電気通信工事担任者〈第1級デジタル通信（旧DD第1種以上）〉の資格を有する者を置かなければならない。
（主任技術者はこれを兼ねることができる。）
また、本業務に従事する主任技術者及び技術者は請負業者と直接雇用関係にあること。

6. 報告書

請負者は、業務終了後、速やかに下記報告書を提出しなければならない。

- 1) 定期点検報告書（点検作業終了後）
- 2) 異常処理報告書（異常発生事項は、処置を含めてその都度）
- 3) 月次報告書
- 4) 業務完了時に報告書をまとめたCD等

第2章 定期点検保守業務

1. 対象施設

定期点検の対象施設及び点検回数は下記とする。機器の増減や変更がある場合は発注者と調整を行なうこと。

1) 中央監視設備（全体共通）

装置名	回数	計装システム	ブロックシステム	画像システム	備考
サーバ	1／年	2台	1台	1台	カメラHDDも含む
サーバ	1／年	(帳票) 1台	(メール用) 1台	—	
UPS	1／年	1台	1台	1台	
UTM	1／年	1台	—	—	
伝送機器	1／年	1台	1台	—	
無線通信装置 (付属設備含む)	1／年	16台	—	—	各現場用も含む
大型モニタ	1／年	2台			

2) ポンプ場施設

装置名	回数	与儀	山里	胡屋	備考
ポンプ盤	1／年	4面	4面	3面	
ポンプ	1／年	4式	4式	3式	
計装盤	1／年	1式	1式	1式	
直流電源装置	1／年	1式	1式	1式	胡屋はUPS盤
電磁流量計	1／年	2式	3式	2式	
残留塩素計	4／年	1式	1式	1式	
圧力計	1／年	2式	2式	2式	

水位計	1 / 年	—	—	1 式	
流入調節弁	1 / 年	—	—	1 式	
緊急遮断弁	1 / 年	—	—	1 式	
監視カメラ	1 / 年	—	—	2 式	パッシブセンサー含む (配水池設備も同様)
空調設備	1 / 年	1 式	1 式	1 式	

3) 配水池設備

装置名	回数	高原	大里	松本	八重島	同第 2
計装盤	1 / 年	1 式	1 式	1 式	なし	1 式
水位計	1 / 年	1 式	1 式	1 式	1 式	1 式
電磁流量計	1 / 年	1 式	1 式	1 式	1 式	1 式
残留塩素計	4 / 年	1 式	1 式	1 式	なし	1 式
直流電源装置	1 / 年	なし	なし	なし	なし	なし
無停電電源装置	1 / 年	1 式	1 式	1 式	なし	1 式
流入調節弁	1 / 年	1 式	1 式	1 式	1 式	1 式
緊急遮断弁	1 / 年	1 式	1 式	1 式	1 式	1 式
圧力計	1 / 年	1 式	1 式	1 式	1 式	なし
差圧伝送器	1 / 年	1 式	1 式	なし	1 式	1 式
監視カメラ	1 / 年	2 式	2 式	2 式	3 式	なし

4) 配水ブロック施設

各ブロック施設	1 / 年	全体で 4 1 か所
---------	-------	------------

2. 点検作業内容

装置名	点検作業内容
サーバ	装置、フィルター、ファンの清掃、監視機能試験。 異常メール受信及び転送の確認。監視データ表示確認
UPS	装置、清掃、バッテリーチェック、機能試験。
UTM	装置清掃、パターンファイル更新の確認、ログの確認。
無線通信装置	装置本体清掃、全般目視確認、通信レベル測定・通信状態確認、NTT 回線 と無線回線の模擬異常動作での切替動作試験確認
伝送機器	装置清掃、ログの確認。機能試験。
大型モニタ	装置清掃、映像確認
計 装 盤	盤内外清掃。盤内全般目視確認。 フィルター、ファン、ヒータの清掃、動作確認。 電源電圧測定。表示操作試験。 計装ループにおける各計器の機能試験。 内部機器の定期交換部品の確認。

直流電源装置	無停電電源装置は精密点検を実施する。
無停電電源装置	装置清掃。装置全般目視確認。 蓄電池の清掃及び機能確認 総合動作試験。

設 備 名	点 検 作 業 内 容
水 位 計	検出器及び変換器の清掃。 装置全般目視確認。変換器動作試験。ゼロ点確認、調整 計測状態における変換器出力と中央指示値の確認。
電 磁 流 量 計	検出器及び変換器の清掃。装置全般目視確認 発信器の絶縁抵抗測定。変換器キャリブレーション試験。 ゼロ点確認、調整。 計測状態における変換器出力と中央指示値の確認。
残 留 塩 素 計	検出器、変換器の清掃。装置全般目視確認。 変換器のチェック試験及びゼロ確認。 比色法による実測との確認調整。
圧 力 計	検出器の清掃。装置全般目視確認。 計測状態における変換器出力と中央指示値の確認。
監 視 カ メ ラ	筐体及びレンズの清掃。機器全般目視確認。センサー連動試験
ポ ン プ 盤	装置本体の清掃。装置全般目視確認。 フィルター、ファン、ヒーターの清掃及び動作確認 電源電圧測定。表示器及び操作器の動作試験。 内部装置（インバータ、シーケンサ等）の目視点検。 入出力電圧及び電流の確認。各種動作確認。その他定期交換部品の確認。
ポ ン プ	外観点検及び清掃。 目視点検（締付部、回転部、軸継手）。 動作状況の確認（封水量、温度、異音、振動等）。 グランドパッキン確認調整（陸上ポンプ）。 絶縁抵抗測定（電動機）。
電 動 機	外観点検及び清掃。 目視点検（締付部、巻線、配線及び端末処理）。 絶縁抵抗、運転電圧電流測定。動作状況の確認（温度、異音、振動、回転方向）。
流 入 調 節 弁 定 流 量 弁	外観点検及び清掃。手動及び自動による開閉動作試験。 動作時間の測定及び使用圧力の確認。 ダイヤフラム部の動作確認。
緊 急 遮 断 弁 制 御 盤	盤内外の清掃。電源電圧及び蓄電池の点検。 手動及び自動によるシーケンス試験。
緊 急 遮 断 弁 本 体	外観点検及び清掃。各種機構部の動作確認。 手動及び自動による開閉動作試験。 動作時間の測定及び使用圧力の確認。

空 調 設 備	外観点検及び清掃(フィルター清掃含む)。
---------	----------------------

※ 各配水池・ポンプ場の残留塩素計からの検水流量を測定し、その結果を月次報告書とともに提出すること。（また、必要があれば流量を調整する。）

配水ブロック施設

施設全体	ハットホル本体 同上 蓋 ポール等 周 囲	目視点検 目視点検 目視点検 目視点検	破損・ひび割れ・侵入水・等 ガタツキ破損・ヒンジ腐食外れ等 ぐらつき、破損・張紙等ないか 周囲全体問題無いか
流量計	本体	目視点検 計測点検	水没・配線劣化・接続部分腐食等 本体表示部は正常か・逆流でないか 電池残量低下でないか 瞬時／積算流量値は正常か（一定時間計測）
圧力計	本体・変換器	計測点検 目視点検	現場・中央の値は同一か 破損・腐食・水滴等ないか
水中ポンプ	設置場所のみ	目視点検 動作点検	本体・配管に異常はないか 正常に動作するか
フリクトスイッチ	本体	動作点検	機構が正常動作するか
サドル分水栓		目視点検	圧力計取り出し部分詰まりないか
圧力配管		目視点検	腐食・破損・水滴等はないか 配管バルブは正常状態か（開閉） 水抜き点検にて濁度・色等ないか
テレメータ盤	制御盤全体	目視点検 計測確認	清掃・外観全体確認 各機器正常に動作しているか 機器・接続端子／配線に異常はないか 通信機器・アンテナに異常ないか テレメータ装置異常表示ないか バッテリーは正常か 現場／中央の値は同一か
テレメータ盤	流量計受信器	目視点検	瞬時／積算値が流量計本体と同値となっているか エラー表示になっていないか 配線等の接続・腐食はないか

3. 整備内容

定期交換部品を交換するものとする、部品は支給する。

交換施設及び内容は、別途指示する。

＊作業開始時と作業終了時は上下水道局管理課に連絡を行なう。

4. その他

請負者は、計装設備の修繕及び改築工事についての助言・提案を行なうと共に、依頼があった場合は見積作成等を行なうなど計装設備の維持管理に関して当局と連携を図ること。

第3章 リモート（遠方）監視保守業務

1. 監視体制

請負者は、本業務を確実に実施するために下記事項を満たすこと。

- 1) 請負者は本局の中央監視設備と同じ画面が県内あらゆる場所で閲覧可能なモバイル監視装置を2台以上備えること。
- 2) 請負者は前項のモバイル監視装置を2人以上の監視員に常時携帯させ、いつでも監視できる体制を整える事。
- 3) 異常（緊急）事態において、迅速かつ詳細な指示を上下水道局職員から受けられるよう、監視情報及び監視カメラ映像を外部から閲覧できるモバイル端末装置2台を上下水道局へ提供すること。また、提供用のモバイル端末装置は7インチから10インチ程度の液晶画面を有したタブレット端末を基準とし、県内のあらゆる場所でも安定的に通信・監視出来るものとする。
- 4) 上下水道局へ提供するモバイル端末装置に発生する費用（通信に関する費用など）は請負者負担とし、提供する事前に仕様などを上下水道局担当職員と協議し決定する。
- 5) 本局の中央監視設備に着信した異常メールは2人以上の監視員の携帯電話に転送できるようにし、連携して即応できる体制を整えなければならない。
- 6) 前項の監視体制及び連絡体制については、その体制表を事前に提出したうえで本局の承諾を得ること。
- 7) 直ちに給配水に影響を及ぼす異常通報を受信した場合や担当係員の出勤要請がある場合は、24時間いつでも1時間以内に技術員を派遣しなければならない。
- 8) 異常対応を確実に可能とするため、設備を熟知した技術者が対応すること。
- 9) 警報発令した場合、上下水道局担当職員に連絡をとり対応方針を決める。
また、対応後には必ず状況報告の連絡を行う。
- 10) この体制は本契約終了まで実施すること。

2. 運用開始前の検査

本業務運用開始前に下記検査を行い合格のうえで業務を開始すること。

- 1) 前項のモバイル端末は、目的の機能を備えている事を確認する為に本契約後2週

間以内に本局に2台のモバイル端末を持ち込み検査を受けること。

なお、本項目はリモート監視保守業務を速やか且つ確実に運用を始める為に重要な項目である事から検査期限については厳守すること。

- 2) 前項のモバイル装置は模擬試験により装置が正常に機能するか確認試験を行い、その試験成績書を提出すること。

3. 臨時検査

本業務が継続的に実施されている事を確認するため、必要に応じて臨時検査を行う事があるが受託者は、この臨時検査を受けなければならない。

4. 監視項目と対応

本業務における監視項目及び対応方法は、次の通りとする。

1) 監視項目

各施設とも、水道施設運用に支障をきたすと思われる情報は、全て監視すること。

基本的項目として

設備機器故障のすべて
設備機器の運転、停止状況
水位、流量、水圧等のアナログ値確認
水位、流量、水圧等の上下限設定警報の全て

2) 対応方法

沖縄市水道施設を十分把握し、異常発生時はその施設を監視装置で状況分析して現場対応を行うこと。担当係員へ異常を伝達するか判断は下記を参考とする。

状 況	対 応 方 法
直ちに給配水に影響を及ぼす場合	直ちに担当係員と連絡をとり、状況報告と対処策をうち合わせ、技術員派遣と共に、現場対応を実施する。
時間経過と共に給配水に影響を及ぼす場合	技術者を派遣し、状況把握と対処策をとり、状況に応じて担当係員へ連絡する。
給配水には影響しないが設備機器異常の場合	監視装置にて状況把握し、適時対処すること。

5. 経費の負担

本業務を履行する為に必要とする設備の経費及び通信費等の必要経費は請負者が全て負担するものとする。

第4章 緊急保守業務

請負者は、台風やその他の緊急時は、当局職員と協力して下記の対応を行うこと。

1. 緊急時の対応

- 1) 台風接近前後やその他災害時に停電対策等で配水池及びポンプ場に発電機を設置する必要があり、当局からその対応について応援要請がある場合は技術員を派遣しなければならない。

＊非常用発電機の設置及び燃料補給は上下水道局で行うが、配線・発電機起動・発電機使用期間の運転確認・燃料残量確認及び報告は本業務に含む。

- 2) 既設テレメータ及び通信回線の不通で情報が途絶えた場合、技術員を派遣し当局が所有する携帯テレメータを必要な施設へ仮設及び結線、設定を行う事。

第5章 セキュリティ対策

請負者は、本業務を実施するにあたりネットワークの健全性を確保するために下記事項を厳守すること。

1. セキュリティポリシー

- 1) リモート監視及びメール送信等行う装置は請負者にて準備・設置を行ない、設定情報等は当局に全て提出すること。
- 2) 前記設置装置は、下記のような機能を有する装置とする。
 - ① ウイルス対策
 - ② スパイウェア対策
 - ③ ファイアウォール及び不正侵入防止
 - ④ 迷惑メール対策
 - ⑤ 二次被害の拡散防止
 - ⑥ 常に最新の定義ファイルへの更新
 - ⑦ ネットワーク外にて駆除
 - ⑧ ID・パスワード等認証にてモバイルパソコン等と通信可能とする。
- 3) リモート監視を行うための、モバイルパソコン等にはセキュリティソフトをインストールし同端末を常に健全な状態を保つように最新の状態に更新する。
- 4) 本局のネットワークには、むやみに外から持ち込んだパソコンやメモリーデバイス等、一切の機器を接続してはならない。
- 5) 前項は本契約における保守業務においても同じであり、業務上やむ負えない場合はその都度、事前に本局の必要な検査を受けた上で接続すること。

2. 臨時検査

本セキュリティ対策が継続的に実施されている事を確認するため、臨時検査を不定期に行う。

請負者は、この臨時検査を受けなければならない。

以 上

沖縄市水道施設整備事業計画（管路耐震化計画・更新計画）業務

仕様書（案）

1 業務の目的

本市では、平成 24 年度に策定した「沖縄市水道施設整備事業計画（管路耐震化計画・更新計画）」に基づいて、老朽管の更新および耐震化を進めてきた。

しかし、沖縄市水道施設整備事業計画の策定から 10 年以上が経過し、この間に全国各地で大規模地震が相次いで発生しており、甚大な被害が生じている。直近の能登半島地震でも水道管路の破断や断水等の被害が多く報告されており、ライフラインとしての水道施設の強靱化の重要性が一層高まっている。

本業務は、こうした状況を踏まえ、最新の技術基準や指針類等を反映し、より実効性の高い耐震化および更新の方針を再構築する「沖縄市水道施設整備事業計画（管路耐震化計画・更新計画）」の改定を行うものである。

また、この整備事業では 10 億円以上の費用を要することが見込まれるため、新規事業採択時評価も併せて実施する。なお、今回の業務には、計画に必要な地質調査を含む。

- | |
|--|
| ① 既存管路の地震被害想定
② 管路耐震化計画・更新計画
③ 管網計算
④ 新規事業採択時評価 |
|--|

2 業務概要

2.1 業務件名

「沖縄市水道施設整備事業計画（管路耐震化計画・更新計画）業務委託」

2.2 業務対象

本業務の対象となる水道事業について、以下のとおりである。

事業名	計画給水人口	計画水量	備考
沖縄市水道事業	151,100 人	72,800m ³ /日	平成 30 年 7 月 13 日届出

【水道施設】：8 施設（配水ポンプ場 2 カ所、配水池 6 池）

【水道管路】：約 550km

2.3 業務期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

- ・管路耐震化計画・更新計画 令和 8 年度～ 9 年度
- ・新規事業採択時評価 令和 9 年度～10 年度

3 業務内容

3.1 設計協議

設計協議は、初回打合せ、中間打合せ、最終打合せ、委員会等の参加・資料作成を基本とし、必要に応じ適宜実施する。

- ・初回打合せ…要望事項の内容把握と設計工程、基本方針および検討事項の内容等の説明および確認。貸与資料の内容確認。
- ・中間打合せ…業務作業内容の中間報告と、作業中に発生する諸条件の処理に関する内容確認。
(5回)
- ・最終打合せ…業務作業完成品の総括説明および成果品提出。

3.2 現地確認

対象施設と周辺状況を現地踏査し、状況把握を行う。

3.3 既設管路の地震被害想定

3.3.1 既存資料収集整理

マッピングデータ、補修・補強履歴、漏水事故履歴、防災関連情報に関する資料の収集・整理を行う。

3.3.2 データの作成及び入力

既存資料調査資料を基に、地震被害想定に必要なデータの作成・入力を行う。

3.3.3 地震被害想定

当該地域における地震動は、地域防災計画や、J-SHIS（地震ハザードステーション）等によって設定する。

3.3.4 管路条件の設定

管路資料により管路条件の整理・設定を行う。

3.3.5 地盤条件の設定

地層、土質、液状化等の資料を基に地盤条件を設定する。

3.3.6 液状化条件の設定

液状化資料及び想定地震の規模により液状化条件を設定する。

3.3.7 地震被害想定

既設管路の地震被害想定は、水道技術研究センター、日本水道協会等の方法により行う。

3.3.8 総合評価

影響度評価指標（復旧日数・耐震化率等）とその目標値を設定する。

3.4 管路耐震化・更新計画

3.4.1 管路更新診断

管路について、被害想定結果とあわせて、管種、継手、布設年度等から、施設整備方針、将来的な施設規模を踏まえ、現状の管路の老朽度、耐震化の状況を判断する。

3.4.2 地震対策・更新手法の検討

老朽化管路、耐震性の低い管路等について、施設整備方針、将来的な施設規模を踏まえ、耐震化対策、更新の手法を検討する。

3.4.3 地震対策・更新計画案の作成

耐震化・更新を優先的に実施する管路を選定する。

3.4.4 管路耐震化・更新計画の策定

耐震化・更新計画の遂行に要する費用や目標達成期間等を設定し、事業年次計画を立案する。

3.5 管網計算

3.5.1 基本方針の確認

下記の事項について検討を行うとともに、管網解析の基本方針を設定する。

- ・管網解析の基本事項
- ・管網計算のケース設定

3.5.2 管網解析

下記の事項について検討を行う

a) 管網データ作成

マッピングデータを基に、解析モデルを構築する。

モデルに用いる水量については、実績水量および計画水量を基本とするが、協議により決定する。

b) 管網解析

管網計算結果は、耐震化・更新計画に反映させる。

3.6 新規事業採択時評価

新規事業採択時評価（以降、事業評価）は、「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」に基づき、水道施設整備に係る事業の新規事業採択時評価を実施し、水道施設整備に係る事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るものである。耐震化・更新計画にそって、事業評価を実施する

3.6.1 事業の概要

事業評価資料作成にあたり、管路耐震化・更新計画を整理して、対象事業の内容（事業概要、施設諸元、年度計画等）を十分に把握、理解し、さらに評価時点までの下記に示す情報を整理する。

- (1) 事業主体、事業名、事業個所、補助区分、事業着手年度、工期、総事業費、概要図
- (2) 目的、必要性
- (3) 経緯

3.6.2 採択後の事業の巡る社会経済情勢等の変化の整理

事業の妥当性を検証するため、次の事項について分析、検討を行う。

- (1) 当該事業に係る水需給の動向等
認可、上位計画などを参考に人口の動向、地域開発状況、水需給の見通しについて整理する。
- (2) 水源の水質の変化等
水質検査結果をもとに水源水質の変化等について整理する。
- (3) 当該事業に係る要望等
当該事業に対する要望等については、ヒアリングの実施等により整理する。
- (4) 関連事業との整合
本業務の対象事業と関連する他の事業について、その関わりや進捗状況について整理する。
- (5) 技術開発の動向
コスト面、便益面で大幅な改善が期待できる新技術があれば抽出する。
- (6) その他関連事項
その他、関連する事項があれば整理する。

3.6.3 事業の投資効果（費用対効果分析）

事業により生み出される効果と事業に要する費用を比較し、事業の妥当性を検討し、整理すること。その際、効果のうち貨幣価値に換算できるもの（便益）と費用を比較する費用対便益分析を行う。

a) 事業により生み出される効果

効果については、定性的なものを含めて網羅的に整理すること。なお、整理した効果については、できる限り定量的に示すこと。

b) 費用対便益分析

① 費用便益比の算定方法

算定方法については、「年次算定法」とする。

② 便益の算定

a) で整理した効果のうち、貨幣価値に換算できるものを便益として算定する。

③ 費用の算定

④ 費用便益比の算定

3.6.4 コスト縮減及び代替案立案の可能性

a) 新技術の活用の可能性

技術開発の動向を踏まえ、新技術の活用の可能性について検討し、整理すること。

b) コスト縮減の可能性

工事コストの縮減（規格の見直しによる工事コストの縮減を含む）、事業のスピードアップによる効果の早期発現、将来の維持管理費の縮減に加え、民間企業の技術革新によるコスト構造の改善、施設の長寿命化によるライフサイクルコスト構造の改善、環境負荷の低減効果等の社会的コスト構造の改善の方策について検討し、整理すること。

3.6.5 代替案立案の可能性

代替案立案の可能性について検討し、整理すること。なお、PPP/PFI 手法の導入についても併せて検討し、整理すること。

3.6.6 新規事業採択時評価のとりまとめ

分析、評価結果をまとめて「事業評価報告書」を作成する。

3.6.7 第三者からの意見聴取のための資料作成

沖縄県、国土交通省の確認後に、学識経験者等の第三者から構成される委員会を実施する。この委員会の資料作成ならびに委員会における審議結果の対応等を行う。

3.7 地質調査

地質調査は地質構成および地質分布、N 値、地盤の土質条件、地下水位等を明らかにし、地震被害想定及び管路耐震化・更新計画の策定にあたり、基礎的な資料を作成するものである。

地質調査の概要は以下のとおりとするが、調査箇所は監督員との協議の上決定する。なお、ボーリング深度が深くなる場合、別途試験が必要な場合は、監督員に協議のうえ実施する。

- ・ボーリング調査 : 10m×10 箇所、計 100m
- ・標準貫入試験 : 100 回

3.8 業務報告書のとりまとめ

上記内容をまとめ、沖縄市水道施設整備事業計画（管路耐震化計画・更新計画）及び事業評価報告書を作成する。

4 成果品

設計項目	成果品項目	提出部数
業務報告書	① 管路耐震化計画・更新計画 ② 事業評価書	各 2 部
成果品データ	CD-R 1 部（電子データは原データ及び PDF 形式）	1 式
その他	・委員会など各種業務に必要な資料 ・地質調査報告書 ・その他協議議事録等	

5 準拠図書

- ・水道法、水道法施行令、水道法施行規則
- ・水道施設設計指針（2024、日本水道協会）
- ・水道維持管理指針（2016、日本水道協会）
- ・水道施設耐震工法指針・解説（2022、日本水道協会）
- ・水道施設更新指針（平成 17 年 5 月、日本水道協会）
- ・水道施設機能診断マニュアル（平成 23 年 3 月、水道技術研究センター）
- ・水道の耐震化計画等策定指針（平成 27 年 6 月、厚生労働省健康局水道課）
- ・重要給水施設管路の耐震化計画策定の手引き（平成 29 年 5 月、厚生労働省）
- ・水道事業の再構築に関する施設更新費用算定の手引き
（令和 7 年 3 月、国土交通省 水管理・国土保全局 水道事業課）
- ・水道事業の費用対効果分析マニュアル
（平成 23 年 7 月（平成 29 年 3 月一部改訂）、厚生労働省健康局水道課）
- ・水道施設整備事業の新規事業採択時評価実施要領細目（令和 6 年 6 月 国土交通省）
- ・地方公営企業法、地方公営企業法施行令、地方公営企業法施行規則
- ・その他指示する図書

1. 指定給水装置工事事業者関連支援業務

(1) 指定給水装置工事事業者各申請書に関する業務

①受注者は指定給水装置工事事業者更新対象者への通知文書を作成し、発注者へ決裁を依頼する。発注者の通知文書の決裁後、指定給水装置工事事業者更新対象者への通知文書を発送する。

②受注者は新規・更新指定申請書の内容確認及び書類不備等の指導を行い、指定申請書の受付を行う。また、指定工事業者証の作成及び発注者へ決裁を依頼する。

発注者の指定申請書及び指定工事業者証の決裁後、指定工事業者証を指定給水装置工事事業者へ交付する。新規事業者の場合は、発注者へ告示の決裁を依頼する。

発注者の指定工事業者の告示決裁後、指定給水装置工事事業者台帳入力及びリスト入力更新・データの整理を行う。

③発注者へ指定給水装置工事事業者リストの HP 更新を依頼する。

2. 給水装置工事主任技術者関連支援業務

(1) 給水装置工事主任技術者各届出書に関する業務

①受注者は主任技術者届出書の内容確認及び書類不備等の指導を行い、主任技術者届出書の受付・収受を行い、発注者へ決裁を依頼する。

発注者の主任技術者届出書の決裁後、主任技術者台帳への入力を行う。

3. 簡易専用水道及び小規模受水槽水道関連業務

(1) 簡易専用水道及び小規模受水槽水道管理通知業務

- ①受注者は検査未実施対象者への検査実施の周知文書作成及び発注者へ決裁を依頼する。

発注者の検査未実施対象者への検査実施の周知文書の決裁後、検査未実施対象者へ周知文書を発送する。

- ②受注者は検査実施対象者の検査報告書を収受し、発注者へ決裁を依頼する。

また、検査実施対象者の検査実施状況及び検査報告書を収受（毎月）し、発注者へ決裁を依頼する。

発注者の検査実施状況及び検査報告書の決裁後、検査未実施者の状況のリストを更新し、検査を周知する。また、検査実施対象者のうち、改善判定者への改善対応状況を確認する。

4. 道路占用更新業務

(1) 道路占用更新業務

- ①受注者は県道・国道占用の更新書作成及び申請業務を行う。（県道・国道への10年更新）

発注者へ県道・国道の作成及び決裁を依頼する。

発注者の占用更新申請書の決裁後、県道・国道の占用更新申請を行う。

- ②受注者は県道・国道占用許可書を収受し、発注者へ決裁を依頼する。

5. 行政財産使用申請業務

(1) 行政財産使用申請業務

- ①受注者は行政財産使用申請書及び減免申請書を作成し、発注者へ申請書の決裁を依頼する。

発注者の申請書の決裁後、関係機関へ申請を行う。

- ②受注者は関係機関からの行政財産使用許可書を収受し、発注者へ決裁を依頼する。

6. 民間譲渡開発業務

(1) 民間譲渡開発業務

①受注者は民間業者より、譲渡工事の事前調整の依頼を受付けた際は、発注者も含めた三者で、調整を行う。

②受注者は事前調整後、民間業者からの配水施設工事申込書の確認及び受付を行う。

③受注者は受付後、使用資材選定報告書（検査簿・検査願・検査報告）を収受し、発注者へ決裁を依頼する。

発注者からの使用資材選定報告書（検査簿・検査願・検査報告）の決裁後、

【国道・県道を占用する場合】道路許可申請書を収受し、発注者へ決裁を依頼する。

発注者の道路許可申請書の決裁後、

④受注者は使用資材及び配管ライン位置出しの場確認立会いを行う。また、水圧検査・残留塩素・連結工事の現場確認立会いを行う。

⑤受注者は民間業者から工事完成届及び完成検査願を収受し、発注者へ決裁及び検査を依頼する。

発注者の工事完成届及び完成検査願の決裁後、発注者と日程調整を行い、工事完成検査を実施する。（完成図書・現場確認）

⑥受注者は工事完成検査調書を作成し、発注者へ決裁を依頼する。

⑦受注者は民間業者から配水施設無償譲渡書（竣工図）を収受し、発注者へ決裁を依頼する。

発注者の配水施設無償譲渡書の決裁後、台帳への入力を行う。

⑧受注者は【国道・県道を占用する場合】占用完了届を収受し、発注者へ決裁を依頼する。

仕 様 書

1. 件 名 上下水道局受付窓口業務委託
2. 場 所 沖縄市上下水道局庁舎 1 階（料金課執務室内）
3. 委託期間 令和 9 年 4 月 1 日から令和 19 年 3 月 31 日迄
4. 業務内容
 - I. 局全体の問合せ対応（窓口案内・電話転送など）
 - II. 災害や防災訓練、催事等に関する問合せ
 - III. 営業時間外における直通電話対応
 - IV. 水道メータ開閉栓等に関する受付対応
 - V. 検針業務および収納業務、滞納整理業務に関する受付対応
 - VI. その他（証明書受理及び交付、連合申請受理など）受付対応
 - VII. 工務・管理・下水道に関連する受付対応
5. 提出書類
受注者は、業務の着手及び完了に当たって、下記の書類を提出すること
 - (1) 着手届
 - (2) 工程表
 - (3) 完成届
 - (4) 報告書（適宜相談等がある場合には提出すること）
 - (5) 引渡書

※記載内容の確認は質疑等にてご確認ください。

水道メーター開閉栓等業務委託仕様書

1 業務名

水道メーター開閉栓等業務委託

2 趣旨

この仕様書は、沖縄市上下水道局（以下「甲」という。）が委託する水道メーター開閉栓等業務委託について、受託者（以下「乙」という。）が業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

3 履行場所

沖縄市給水区域内

4 委託期間

令和7年4月1日～令和9年3月31日までとする。

ただし、乙が変更となった場合は、令和7年2月1日から令和7年3月31日までは試行期間及び引継期間とする。また、当期間の一切の費用は無償とする。

5 業務内容

本業務の内容は次のとおりとし、詳細は「水道メーター開閉栓等業務委託 業務要領」で定める。

- (1) 依頼開栓業務（開栓時検満切れのメーター取替を含む）
- (2) 依頼閉栓業務（現場清算含む）
- (3) 臨時検針業務（現場清算含む）
- (4) メーター再取付・撤去業務（現場清算含む）
- (5) 滞納開栓（現地徴収含む）
- (6) 滞納閉栓
- (7) 電話対応業務（局業務時間外）
- (8) 上記業務に関連する各通知書（給水停止のお知らせ・給水停止通知書・給水条例及びWEB口座案内・口座振替ハガキ）等の直接配布
- (9) 当業務委託に関連する事務作業及び現場調査（出水不良等）
- (10) 使用者からの水道設備修繕等に関する問い合わせへの対応

6 業務日、時間及び業務件数

業務日は日曜日を除く月曜日～土曜日とし、年間日数予定は別表の通りとする。

業務時間は8:30～20:00までとする。ただし、電話受付業務については19:00までとする。（業務の詳細については業務要領に明記）

また、業務件数については過去実績（別表）を参照すること。

7 業務報告

乙は、甲が指定する方法で業務結果を報告すること。

8 業務責任者の選任

乙は、委託された業務について精通し、責任者としての資質を有する者を業務責任者として選任し、経歴書（免許・資格明記含む）を添付して甲へ提出することとする。また、新たに業務責任者を選任した場合は、遅滞なく甲へ報告すること。

9 業務責任者の責務

- (1) 業務責任者は、仕様書、業務要領及び契約条項を十分理解し、業務従事者の指揮監督及び教育を行う。
- (2) 業務責任者は、円滑に業務を履行すると共に、事故の防止に努めなければならない。
- (3) 業務責任者は、苦情または問い合わせに対し責任を持って対応し、内容については甲に文書で報告する。また、苦情については同様の事例が発生しないように対策を講じ整理しておく。
- (4) 乙及び業務責任者で対応できない事案については、甲と協議し適正に対応すること。

10 業務従事者名簿の提出

- (1) 乙は、業務の遂行に当たる業務従事者の名簿を作成し経歴書を添付して甲へ提出すること。また、業務従事者に異動、変更等があった場合は、遅滞なく甲へ報告すること。
- (2) 甲は、乙の業務従事者で業務履行上著しく不適格と認められる者があった場合には、その理由を明示し必要な措置を求めることができる。その場合、乙は速やかに業務に支障がないよう対処すること。

11 提出書類

- ①着手届
- ②業務責任者選任届
- ③業務従事者名簿・経歴書
- ④機密保持に関する誓約書
- ⑤情報セキュリティに関する覚書
- ⑥借用書
- ⑦業務報告書（日報・月報）
- ⑧業務完了届

12 業務要領

別紙「水道メーター開閉栓等業務委託 業務要領」で定める。

13 業務用車両等の確保

（本仕様書 5 頁：別紙 負担経費・貸与品・支給品一覧 参照）

乙は、委託業務を遂行するにあたり必要な車両を確保し、その燃料及び保険等一切の経費は乙の負担とする。また、車両には甲の受託者と認識できる標示をすること。

14 貸 与

(本仕様書 5 頁：別紙 負担経費・貸与品・支給品一覧 参照)

甲は、乙に対し、次の物品を貸与する。

- (1) 現場用ハンディーターミナル（以下、HT）5 台（充電器等付属品含む）
- (2) 開閉栓等に使用する器具（特殊キー、断水器）等
- (3) 業務従事者証
- (4) 共同住宅用鍵及び暗証番号一覧表

乙は、貸与された物品については、適切な保管及び管理を行うこととする。特に情報端末については、個人情報漏洩の危険性も考慮し、パスワードで使用者を制限する、施錠して保管するなど厳重に管理と保管を行うこと。貸与品が万が一損壊した場合、または、紛失、盗難等により遺失した場合には、速やかに甲に報告するとともに、警察への届け出等適切な対処を行う。また、乙の過失による場合には、被害の状況を勘案し甲に対して弁償の義務を負う。

15 支給品

(本仕様書 5 頁：別紙 負担経費・貸与品・支給品一覧 参照)

支給品については、業務上必要な消耗品を支給する。

16 業務中の服装

(本仕様書 5 頁：別紙 負担経費・貸与品・支給品一覧 参照)

業務中は統一的かつ、適切な作業服を着用すること。なお、作業服は乙の負担とする。また、甲の受託業者と認識できるように腕章をつけること。

17 遵守事項

- (1) 乙は、水道法、地方公営企業法、沖縄市給水条例等、労働基準法、その他関係法令を遵守すること。
- (2) 乙は、個人情報の保護に関する法律及び沖縄市個人情報保護条例等、関係法令を遵守すること。

18 守秘義務

- (1) 業務上知り得た事実及び情報については、外部に漏えいしてはならない。
なお、委託業務終了後及び離職後についても同様とする。
- (2) 乙の故意または過失により外部に情報が漏えいした場合、そのことにより生ずる損害については乙が責任を負う。
- (3) 沖縄市情報セキュリティポリシーに基づき、委託期間開始前に甲と乙の間で覚書を交わすこととする。また、乙は、業務従事者全員の機密保持に関する誓約書を作成し甲へ提出する。

19 留意事項等

乙は委託業務の実施にあたっては、次の事項を遵守すること。

- (1) 委託業務を実施する上で業務従事者証を携帯し、かつ腕章も着用する。また関係者から請求があった時はこれを提示すること。
- (2) 故意又は過失により甲に損害を与えたときは、これを賠償するものとする。
- (3) 委託業務を実施する上で業務従事者及び車両の安全確保に努めること。

(4) 委託業務を実施する上で乙が受けた損害及び第三者に与えた損害は、乙の負担とし、甲は一切の責任を負わないものとする。

(5) 事故・災害の防止に努めるために必要な措置をとること。

20 業務引き継ぎ等

乙は、契約期間が満了するとき、または契約が解除されるときに、次の項目について実施しなければならない。

- (1) 委託された業務の全てについて、甲が指定する次回受託者に支障なく引き継ぐこと。
- (2) 甲が乙に貸与している物品等は、全て甲に返還もしくは指定する場所へ移動させること。
- (3) 委託期間中に蓄積された、委託業務に関する資料等については、全て甲に返却及び提供すること。
- (4) 前各号の業務引き継ぎに要する費用は、乙の負担とする。

21 協議

この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、双方協議して決定する。

別紙 負担経費・貸与品・支給品一覧

委託者（甲）が負担する経費

区 分	内 容
貸 与 (仕様書 14)	・現場用HT5 台 (充電器等付属品含む) ・特殊キー、断水器 ・業務従事者証 ・共同住宅用鍵及び暗証番号一覧表
支給品（消耗品） (仕様書 15)	・給水停止のお知らせ用黄色ロール紙 ・給水停止通知書用ピンク色ロール紙 ・現地精算用領収書用白色ロール紙 ・メーターパッキン（13・20・25mm） ・断水器用コマ ・メーター撤去用キスプラグ ・上下水道局からのお知らせ（和英文）※バルブ閉め時等 ・給水条例及びWEB口座案内文書（開栓時等配布用） ・その他通知文等

受託者（乙）が負担する経費

区 分	内 容
業務用車両 (仕様書 13)	・業務用車両（四輪又は二輪車）の調達、維持管理、燃料費、保険など車両に係る一切の費用 ・認識表示（甲の受託者の認識）
服装 (仕様書 16)	・業務従事者の作業服（ユニフォーム） ・腕章（甲の受託業者の認識）

（任意）甲乙間の業務連絡を円滑に行うため、現場からの連絡用として乙の携帯電話を甲の執務室に設置することができる。

上下水道メーター検針等業務委託仕様書

1 委託業務名

上下水道メーター検針等業務委託

2 趣 旨

この仕様書は、沖縄市上下水道局（以下、「甲」という。）が委託する上下水道メーター検針等業務、（以下、「委託業務」という。）について、受託者（以下、「乙」という。）及び乙の業務従事者（検針員・業務責任者）が業務を履行するために必要な事項を定める。

3 履行場所

沖縄市給水区域内

4 委託期間

令和7年4月1日～令和9年3月31日迄

但し、令和7年2月1日から令和7年3月31日までは、試行期間及び引継ぎ期間とする。
また、当期間の一切の費用は無償とする。

5 業務内容

（1）水道メーターと下水道メーターの検針（以下「上下水道メーター」という。）

※別紙「上下水道メーター検針等業務委託特記仕様書」参照

（2）上下水道メーター及びメーター周りの異常報告

（3）給水装置に係る法令違反の工事又は不正使用の調査報告

（4）簡易的な漏水調査の報告

（5）認定箇所の再検針

（6）異常水量への対応

（7）開栓中の長期未使用者世帯（0 m³続き）調査報告

（8）共同住宅等に関する再検針

（9）チラシ等配布（年2回程度）

（10）検針箇所の建物階数や受水槽有無確認等の簡易調査（年1回程度）

6 業務予定件数

前項の委託業務に係る上下水道メーター検針件数は次のとおりとする。

令和7年度	令和8年度	備 考
659,360 件	668,422 件	※令和5年度実績 649,900 件

㊦657,690 件/㊦1,670 件 ㊦666,786 件/㊦1,636 件 ㊦645,160 件 ㊦1,740 件
検針員 10 名 業務責任者 1 名

本件数は、あくまで予定件数である。契約は総件数にて締結するが、実検針件数にて委託料を算出し、最終月にて精算するものとする。

7 委託料の支払い

- (1) 支払い方法は毎月払いとし、請求金額については検針件数×検針1件当たりの金額に消費税相当額を加えた金額とする。
- (2) 前号の方法で支払を行うことから、落札後に見積内訳書に検針1件当たりの金額を提示するものとする。

8 業務責任者の選任及び配置

- (1) 乙は、委託業務を履行するにあたり業務について精通し、責任者としての資質を有する者を業務責任者として複数名選任すること。
- (2) 乙は、選任届を甲へ提出し承認を得ること。
- (3) 乙は、業務責任者の中から常に1名を上下水道局へ配置すること。

9 業務責任者の責務

- (1) 業務責任者は、契約書、仕様書等を十分理解し、検針員の指揮監督及び業務内容について教育を行うこと。
- (2) 業務責任者は、円滑に業務を履行するとともに、事故の防止に努めること。
- (3) 業務責任者は、使用者からの問い合わせ（異常水量、「使用水量のお知らせ」投函等）に対し責任を持って対応し、内容については甲に文書で報告する。また、同様の事例が発生しないように対策を講じ整理すること。
- (4) 業務責任者で対応できない事案については、甲と協議し適正に対応すること。

10 業務責任者の業務詳細

- (1) 検針日報・月報の点検報告
- (2) 異常水量についての調査（再検針、音聴棒等による簡易な漏水調査やメーター感度不良調査等）、及び対応
- (3) 閉栓使用の調査報告
- (4) 給水装置に係る法令違反の工事又は不正使用の調査報告

11 提出書類

- (1) 着手届
- (2) 業務責任者選任届
- (3) 業務従事者名簿・経歴書
- (4) 機密保持に関する誓約書
- (5) 日報及び月報
- (6) 業務完了届

12 業務従事者名簿の提出

- (1) 乙は、業務の遂行に当たる業務従事者の名簿を作成し、経歴書を添付して甲へ提出すること。また、業務従事者に異動及び変更等があった場合は、遅滞なく甲へ報告すること。
- (2) 甲は、乙の業務従事者で業務の履行上著しく不適格と認められるものがあつた場合には、その理由を明示し必要な措置を求めることができる。その場合、乙は速やかに業務に支障がないよう対処すること。

13 業務スペース

- (1) 乙は、沖縄市水道局内の甲が指定するスペースで業務を実施すること。
- (2) 乙は、委託業務を遂行する目的において業務スペースを使用することから、委託業務に関係のない営業活動や事務処理等を行なってはならない。

14 通信機器、事務用品等

乙の業務に必要な通信機器及び事務用品は乙が準備し、通信料金も負担すること。

15 業務用車両等の確保

- (1) 乙は、委託業務を遂行するにあたり必要な車両を確保し、その燃料及び保険等一切の経費は乙の負担とする。また、車両には甲の委託業者と認識できる標示をすること。

16 貸 与

甲は、乙に対し、次の物品を貸与することができる。

- ① パソコン2台（調定システム） ②ハンディターミナル12台 ③プリンター12台
- ④ バッテリー12台 ⑤ ショルダーケース10枚 ⑥スタイラスペン10本
- ⑦ アダプター3個 ⑧ バッテリーチャージャー3台 ⑨特殊キー11個
- ⑩ 音調棒 ⑪ 身分証明証

なお、貸与するパソコンについては使用時間を平日 午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、業務の状況に応じて事前に担当職員の許可を得た場合は、時間外や休業日においても使用することができる。

また、乙は、貸与された物品について適切な保管及び管理を行うこととする。万が一、損壊、紛失、盗難等により物品を遺失した場合には、速やかに甲に報告するとともに、警察への届け出等適切な対処を行うものとする。なお、乙の過失による場合には、被害の状況を勘案し甲に対して弁償の義務を負うものとする。

17 支給品

- ①「使用水量のお知らせ」（検針票）白ロール紙
- ②「メーター検針員からのお知らせ」不在連絡用ステッカー
- ③ 水道番号シール

18 業務中の服装

業務中は統一的かつ、適切な作業服及び腕章を着用すること。なお、作業服・腕章は乙の負担とする。

19 守秘義務

- (1) 業務上知り得た事実及び情報については、外部に漏えいしてはならない。
- (2) 乙の故意または過失により外部に情報が漏えいした場合、そのことにより生ずる損害については乙が責任を負う。
- (3) 沖縄市情報セキュリティポリシーに基づき、委託期間開始前に甲と乙の間で情報セキュリティに関する覚書を交わすこととする。また、乙は、業務従事者全員の機密保持に関する誓約書を作成し甲へ提出する。

20 留意事項等

乙は委託業務の実施にあたっては、次の事項を遵守すること。

- (1) 委託業務を実施する上で身分証明書を携帯し、関係者から請求があった時はこれを提示すること。
- (2) 故意又は過失により甲に損害を与えたときは、これを賠償するものとする。
- (3) 委託業務を実施する上で業務従事者及び車両の安全確保に努めること。
- (4) 委託業務を実施する上で受けた損害及び第三者に与えた損害は、乙の負担とし、甲は一切の責任を負わないものとする。

21 業務引き継ぎ等

乙は、契約期間が満了するとき、または契約が解除されるときに、次の項目について実施しなければならない。

- (1) 委託された全ての業務について、甲が指定する次回受託者に支障なく引き継ぐこと。
- (2) 甲が乙に貸与している物品等は、全て甲に返還すること。
- (3) 委託期間中に蓄積された、業務に関する全ての資料等については、甲に提供すること。
- (4) 前各号の業務引き継ぎに要する費用は、乙の負担とする。

21 協 議

この仕様書に定めのない事項または疑義が生じたときは、甲乙協議して決定する。

上下水道メーター検針等業務委託特記仕様書

この特記仕様書は、上下水道メーター（以下、「メーター」という。）検針等業務を円滑に履行することを目的とする。

1 業務内容

検針業務は、次のとおりに実施すること。

- (1) 毎月検針とし、原則として毎月1日から23日までを検針期間とする。
- (2) 検針時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (3) あらかじめ定められた検針日程表に沿って検針すること。ただしやむを得ない理由により、基準となる検針日が遅れる場合は、基準から3日以内で調整する。
- (4) 検針順路を常に適正に設定するように努めること。
- (5) 検針データの作成は、検針日当日に行うこと。
- (6) 住所、氏名、メーター番号を十分確認し、検針用ハンディーターミナル（以下「ハンディー」という。）に指示数を入力。「使用水量のお知らせ」は同一住所内のポスト又は指定された場所に投函する。
- (7) 水道メーターと下水道メーターが併設されている箇所の順序は、①水道メーター ②加算メーター ③減算メーターとする。
- (8) 下水道メーターのみ設置されている箇所については、ハンディーを用いず、別途、当月の使用水量を算定し、沖縄市上下水道事業管理者（以下「甲」という。）に報告するものとする。
- (9) 閉栓中のメーターであっても検針すること。
- (10) 特別な事情がない限り、水量は認定してはならない。
- (11) 異常水量を確認した場合、使用者から事情を聴取し対処する。不在時には、再訪問する。再訪問にもかかわらず面談できない場合は「メーター検針員からのお知らせ」をポスト又は指定された場所に投函する。また、その対応をハンディーに入力すること。
- (12) 検針を行なった日に検針結果を水道料金調定システムに入力すること。
- (13) ハンディーは、検針を行なった日に甲の指定した場所に返却すること。
- (14) 検針の際に鍵の開閉が必要な場合、鍵保管場所から鍵を借用し、「鍵借用・返却簿」に記入を行うこと。また、鍵を返却する際についても同様に記入すること。
- (15) 検針日報は、検針を行なった日に記入して業務責任者に提出すること。
- (16) ただし、上記の(12)・(13)・(15)については、甲の承諾を得た場合はその限りではない。

2 留意事項

- (1) 検針時の服装は清潔かつ端正に保つこと。また、甲の信用を失うような行為をしてはならないこと。
- (2) 検針前準備としてハンディーを点検し、検針地域等の状況を把握しておくこと。
- (3) 敷地内に入る際は、「水道の検針です。」と大きな声をかけて検針し、出る際は門扉等を元通りにするなど、適切な配慮を行うこと。
- (4) 次の場合は使用者等と立会い又は承諾を得て検針すること。
 - ① 敷地内に入る際に危険と判断した場合（犬や工事現場等）
 - ② 障害物が動かない又は棄損の恐れがある場合（車両や資材等）

③ 不法侵入と疑われる場合（会社、施錠された門扉、敷地内等）

3 報 告

業務報告は、以下のような場合に業務責任者へ検針日報等により行なう。なお、緊急を要する場合には電話等にて速やかに報告すること。

- （1）閉栓使用を確認した場合
- （2）水量を認定した場合
- （3）異常水量を確認した場合
- （4）敷地内及び道路漏水を発見した場合
- （5）上下水道メーターの異常を発見した場合
- （6）市民から苦情、または問合せがあった場合
- （7）給水装置に係る法令違反工事及び不正使用を発見した場合
- （8）新築等による住居表示実施に伴う住所変更及び方書等の記載漏れがあった場合
- （9）その他、検針時において特記すべき事項があった場合

自家用電気工作物保安管理業務委託（庁舎）

仕様書

1 目 的

本仕様書は、沖縄市上下水道局が設置した自家用電気工作物の保安管理業務委託契約の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、契約履行の適正化に資するためのものである。

2 保安管理業務の対象

保安管理業務の対象は次に掲げる電気工作物とする。

事業場	名 称	沖縄市上下水道局庁舎
	所 在 地	沖縄市美里 5 丁目 28 番 1 号
需 要 設 備	設 備 容 量	250 kVA
	受 電 電 圧	6,600 V
非常用予備発電装置	定 格 出 力	48 kW
	定 格 電 圧	220 V
	原動機の種類	ディーゼル

3 保安管理業務の内容

保安管理業務は、保安規程に基づき、当該電気工作物について、次の各号にかかわる業務を行うものとする。

- (1) 電気工作物の維持及び運営が適正に行われるよう、助言又は協議を行うとともに、当該電気工作物の点検、測定及び試験を定期的に行い、技術基準の規定に適合しない項目があるときは、必要な報告、助言を行うこと。
- (2) 電気工作物の事故発生等の場合は、応急措置及び事故原因の探求に協力し再発防止の為、とるべき措置を報告、助言し、必要に応じて臨時点検を行うこと。
- (3) 電気工作物の変更の工事について、設計の審査、工事中の点検及び竣工検査を行い必要な報告助言を行うこと。
- (4) 法令に定める官庁検査の立合いを行うこと。

4 点検種別及び点検内容

- (1) 月次点検…点検頻度 毎月 1 回主として施設の運転中に行う点検、測定及び試験

- (2) 年次点検…点検頻度 毎年1回 主として施設を停止して行う精密な点検、測定及び試験
(無停電年次点検 主として施設の運転中に行う精密な点検、測定及び試験)
- (3) 臨時点検…異常が発生した場合等、必用に応じて行う点検、測定及び試験
- (4) 工事中の点検…工事期間中、週1回の工事中の点検

5 適用法令及び那覇産業保安監督事務所長への申請、届出等

(1) 適用法令等

契約の履行にあたって、次の関係法令等に基づいて業務を行うものとする。

- a 電気事業法
- b 労働安全衛生法

(2) 那覇産業保安監督事務所長への申請、届出等

- a 契約の履行上必要な那覇産業保安監督事務所長への申請、届出等の諸手続きは、受託者は委託者の要請を受けて速やかに行うものとする。

なお、必要に応じて受託者は委託者に対し、電気事業法第107条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告書の作成及び手続きに関する助言を行うこと。

- b 前項の申請・届出に対して2ヶ月以内に承認が得られなかった場合又は契約期間内に受託者に起因して、承認が取り消された場合は、委託者は契約を解除できるものとする。

6 機械器具の保有

- (1) 受託者は電気事業法施行規則第52条の2に定められた機械器具を有していること。
- (2) 受託者が業務に使用する測定機器は国家基準を満たした方法で校正・誤差試験を実施すること。
- (3) 前項の測定機器の校正・誤差試験の記録は委託者の求めがあったとき、直ちに開示しなければならない。又、合格品は校正試験合格シールを添付し実施日を明示すること。

7 安全管理

- (1) 安全の確保業務の実施にあたっては労働安全衛生規則、電気事業法等の関連法規を遵守し安全の確保に努めなければならない。
- (2) 単独作業の禁止

高圧電路の停電、送電操作を伴う作業、高圧近接作業、又は高所作業を行う場合は安全の確保のため監視者をおいて複数で作業を実施すること。

(3) 防護具、保護具の使用

受託者は高圧近接作業を行う場合は適正な絶縁用防護具、絶縁用保護具を使用しなければならない。そのために必要な適正な防護具、保護具を常備しなければならない。

受託者は防護具、保護具の定期自主検査(6 か月に 1 回以上)を実施し、その絶縁性能が維持されていることを確認しなければならない。又、その記録は委託者の求めがあったとき直ちに開示しなければならない。

8 電気事故時における対応及び体制

- (1) 受託者は電気事故等、緊急時の連絡体制について明確にし、24 時間受付対応を行うこと。
- (2) 受託者は、連絡を受けてから 1 時間以内に当該事業所へ到着出来る体制であること。
- (3) 受託者は、台風等の被害が予測される場合には迅速な対応が出来る体制であること。

9 点検結果の報告

- (1) 委託者(事業場)への報告

点検結果(事故・災害時の臨時点検も含む)を点検後速やかに報告すること。

10 保安教育

- (1) 委託者の要請に応じて、委託者の職員に対して電気安全等に関する講習会を行うこと。
- (2) 講習会は、電気安全の他、電気事業法の改正内容等を含むこと。

11 その他

- (1) 省エネルギーに関して、委託者に利益となるように受託者は省エネ支援について協力すること。
- (2) 委託者の施設において重要な行事等が実施される場合は、委託者の要請に応じて、事前の臨時点検及び行事中の点検を実施すること。

庁舎警備業務委託（その１）仕様書

この仕様書は、沖縄市上下水道局の警備業務委託の概要を示すもので、その他軽微な事項については、本書に記載なき事項であっても、委託者（以下「甲」という。）が施設管理上必要と認めた事項は、受託者（以下「乙」という。）は実施しなければならない。

（警備員の勤務心得）

- 1 警備員は、職責を自覚して服装、態度及び言葉使いに留意し、誠実に業務を遂行すること。
- 2 上下水道局の執務時間外及び休日の来庁者への対応にあたっては親切丁寧に應對し、相手に不快感や不信感を与えないこと。
- 3 業務中に処理し取り扱った事故等は、些細な事でも報告書に記録、報告するとともに、人身事故、災害及び盗難等は直ちに甲に報告すること。

（警備員の配置）

警備員の資格条件は次のとおりとする。

（１）警備員の配置転換等

- ア 乙は、事前に警備員の経歴書（派遣先・業務内容）写真、健康診断書及び身分証明書等の関係書類、機密保持誓約書を提出し、甲の承認を得てから配置するものとする。また、警備員に変更が生じる場合は、変更日の１４日前までに別紙名簿を甲に提出しなければならない。
- イ 乙は、甲が警備員として不適格と判断し、その交代の申し出を受けたときは、速やかに調査のうえ措置すること。

（２）警備員は乙の正規職員を配置すること。

- （３）警備員は、６ヶ月以上の経験者で、この業務に対応できる責任感旺盛で誠実、かつ健康な者で年齢は２５歳から６０歳までの男性とする。ただし、甲が認めれば６０歳を超える者でも配置することができる。

（４）警備員は勤務時間中、清潔な制服、帽子及び名札を着用しなければならない。

- （５）当該業務に従事する警備員において、委託業務及び離職後も業務上知り得た機密情報を他に漏らしてはならない。但し、機密情報に関してその全部または一部が公知になった場合は、その範囲においてこの限りではない。

（警備員の勤務等）

- 1 警備員の勤務形態は次のとおりとする。ただし、乙は、労働関係法を遵守しなければならない。

（１）夜勤（３０日間）

午後５時００分から翌日午前１時００分まで１名（休憩時間１時間を含む）

（２）深夜勤（３０日間）

午前１時００分から午前８時３０分まで１名（休憩時間１時間を含む）

（３）閉庁日勤（９日間）

午前８時３０分から午後５時００分まで１名（休憩１時間を含む）

- 2 昼勤務から夜勤務等の連続勤務は行わないこと。

- 3 警備員は警備日誌を記入し、毎朝総務課長に提出すること。ただし、休日の場合は翌営業日の朝に提出すること。
- 4 乙は、翌月の勤務予定表を毎月25日迄に甲に提出し、承認を得ること。

(業務内容)

業務は主に通常の警備業務と建物の防災業務である。特に、防災業務は、火災等の早期発見と初期対応を適切かつ効果的に行わなければならない。尚、日常的な業務の内容を次に例示するが、警備上、または、業務履行上必要と認められるものは、臨機の措置を講ずるとともに、甲へ報告しなければならない。

(1) 庁舎及び敷地内の警備業務及びその他事項

- ア 庁舎及び敷地内の巡回業務
- イ 庁舎内外の不審者及び侵入者の発見と適正な処置
- ウ 休日及び執務時間外の電話対応に関すること
- エ 火災、盗難及び事故等の予防及び早期発見と適正な処置
- オ 玄関、各出入口及び窓等の施錠確認と適正な処置
- カ 駐車場の車両確認及び盗難等の防止
- キ 正門、裏門、正面玄関、裏口の開閉作業
- ク 休日及び執務時間外の来庁者の応対並びに庁舎内出入者の確認
- ケ 緊急時直通電話の応対と関係職員への連絡
- コ 国旗、市旗の掲揚に関すること
- サ 警備上必要な事態が発生した時の重点警備と適正な処置
- シ その他、甲から指示された事項に関すること

(2) 防災業務

万一火災が発生した場合は、初期消火活動、119番通報を行う等、火災の発生から鎮火まで一連の消火活動を適切かつ効率的に行わなければならない。従って、警備員は常日頃から庁舎の消防防災設備等の取扱いについて訓練し熟知していなければならない。

(甲の解除権)

甲は、乙が次の項目に該当するときは、契約を解除することができる。

- 1 乙の責に帰すべき事由により、契約を履行することができないと認められるとき。
- 2 甲又は第三者に対し故意、又は重大な過失により損害を与えたとき。
- 3 乙の業務処理が不適正で契約に違反し、契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 4 そのほか、契約条項に違反し、契約の目的を達することができないと認められるとき。

(費用負担区分)

- 1 業務を実施する為に使用する電気、水道等の費用は甲の負担とする。
- 2 甲は、乙が業務のために使用する警備室を無償で提供する。ただし、仮眠に要する寝具等は乙が用意するものとする。
- 3 業務を実施するに要する器具、事務用品及び消耗品等は、乙の負担とする。

(警備対象及び損害賠償)

警備及び損害賠償物件の範囲は、庁舎の建物及び工作物、車両、植栽、備品等の一切の財産及び借用物品等とする。

(業務引継ぎ)

各勤務の交替時は、取扱った事項、処理内容及び問題点等の引継ぎを行うこと。

(業務に関する習熟について)

乙は、甲から指示があった場合、本契約の締結後、甲の指定する者より業務の引継ぎを受け、業務を履行する上で必要な事項について、習熟しなければならない。なお、習熟に当たっては、乙は自己の負担と責任において行うものとする。

(履行期間終了前の業務の引継ぎ)

乙は、甲から指示があった場合、翌年度の契約に係る落札者の決定後、甲の指定する者に業務の引継ぎを行い、業務を履行する上で必要な事項については、当該落札者に円滑に業務の引継ぎを行わなければならない。なお、引継ぎに当たっては、甲はその機会を提供し、乙は自己の負担と責任において行うものとする。

(現状の回復義務)

乙は、甲から提供された警備室及び借用備品、鍵等は丁寧に取扱わなければならない。また、契約最終日には現状に復し、担当職員の検査を受けて返納しなければならない。

(業務の疑義)

この仕様書に定められていない事項、又は業務の実施にあたって疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定める。

令和 7 年度 沖縄市上下水道局構内植栽管理業務委託仕様書

- 1 委託名 令和 7 年度 沖縄市上下水道局構内植栽管理業務委託
- 2 委託場所 沖縄市上下水道局構内
- 3 委託期間 契約締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日迄
- 4 委託内容 委託期間内に次の項目の作業を行うものとする。

	作業項目	作業回数（年間）
①	草刈作業・植栽の手入れ	別紙参照
②	低木・黒木等剪定	

5 作業計画

年間を通して植栽の美観を保てる様に各作業項目及び作業回数を調整し、作業計画書を提出する事。

6 提出書類

各回作業終了後は写真（作業前、作業後）を添付し提出する事。

7 その他

ア 1 回毎の作業工程は 1 日で行うものとする。（土日の作業を想定している。）

※数日に分けての作業は認めないものとする。

イ 作業日に関しては、沖縄市上下水道局敷地内の草木の状態によって判断されるため上下水道局が指定する日程を基本原則とする。

ウ 刈り取った雑草及び枝等は各回作業終了後に搬出する事。この場合の運搬費、処分費は別途請求することができる。

エ 草刈り作業に伴い、公用車の移動が必要となる場合は、受託者は発注者の指示に基づきこれを行うものとする。

なお、当該移動中に受託者の故意又は過失により公用車に損傷を与えた場合は、受託者の負担において速やかに修繕その他必要な措置を講じること。

8 協議

この仕様書および仕様書以外の事項に疑義が生じた場合は、甲乙の協議によるものとする。

沖縄市上下水道局庁舎日常清掃業務委託仕様書

本仕様書は、庁舎内外を清潔かつ衛生的に維持し、来庁者及び職員が快適に利用できる環境を確保することを目的とする。

以下委託者を「甲」、受託者を「乙」とする。

1. 履行場所

- (1) 名 称：上下水道局庁舎日常清掃業務委託
- (2) 場 所：沖縄市上下水道局庁舎（沖縄市美里5丁目28番1号）
- (3) 延床面積：約2,700㎡
- (4) 敷地面積：約4,500㎡

2. 委託期間

令和9年4月1日～令和19年3月31日

3. 清掃箇所

別紙1のとおり。

4. 業務内容

(1) 日常業務

- ① 別紙1で定めた区域の作業を実施する。
- ② 各清掃箇所の清掃回数は別紙1で定めたものとするが、休日（祝日含む）がある週に関してはその限りではない。
- ③ 床面の除塵・拭き掃除
- ④ ドアノブ・手すり
- ⑤ ごみの分別・回収（燃えるゴミ・燃えないゴミ・ペットボトル等）
- ⑥ トイレ清掃
- ⑦ 建物敷地内・外の拾い歩き
- ⑧ 各階給湯室(台所)周辺の清掃
- ⑨ ガラス等の窓拭きについては、汚れ状況に応じて適宜行う。
- ⑩ 消耗品の補充（トイレットペーパー、石鹼、消毒液等）

- (2) その他、利用状況から必要と認める場合は、区域・清掃内容を甲乙協議し実施するものとする。

5. 休日、就業時間及び休暇等

- (1) 土日・祝日は休みとする（慰霊の日含む）
- (2) 12月29日～1月3日を年末年始休とする。
- (3) 業務員が休暇等を取る時は、乙は代理者を配置するものとする。
ただし代理者の人件費・手当については、契約金額に含まれるものとする。

6. 業務員の勤務時間、服装等

- (1) 原則08時30分～17時00分までの間に作業を行う。
- (2) 業務員は、勤務時間中清潔な作業服及び帽子を着用し、名札をつけること。
- (3) 就業中、本市に暴風警報が発表された場合において路線バスの運行が停止される時は、業務を中止する。また、就業時刻前、本市に暴風警報が発表され、路線バスの運行が停止しているとき又は就業予定時刻から1時間以内に路線バスの運行が停止される時は、その日の業務は休止とする。

7. 作業計画及び実施報告

- (1) 乙は、毎月25日までに翌月の勤務表及び業務予定表を提出し、甲の承認を得るものとする。
- (2) 日常清掃報告書を作成し、翌日市担当職員に報告すること。ただし、報告日が休日の場合はその翌日とする。

6. 管理

- (1) 常に現場の安全に留意し事故の防止に努め、人・建物等に損害を与えないよう注意すること（トイレ等の床面洗浄作業及びその他のすべり事故等には特に注意し、適切な処理作業と安全対策及び設備に損傷等を与えないよう丁寧な取扱い行うこと。）
- (2) 乙が建物等に何らかの損害を与えたとき、または損傷を発見した場合は、担当職員に直ちに報告する。
- (3) 業務員の体調管理を徹底し、必要な感染対策等を講じ、業務に支障がある場合は、代理員の配置・作業日の変更等を行い対応すること。
- (4) 本業務において作業員の配置・管理・監督は、乙が責任をもって行うこと。

7. 経費負担

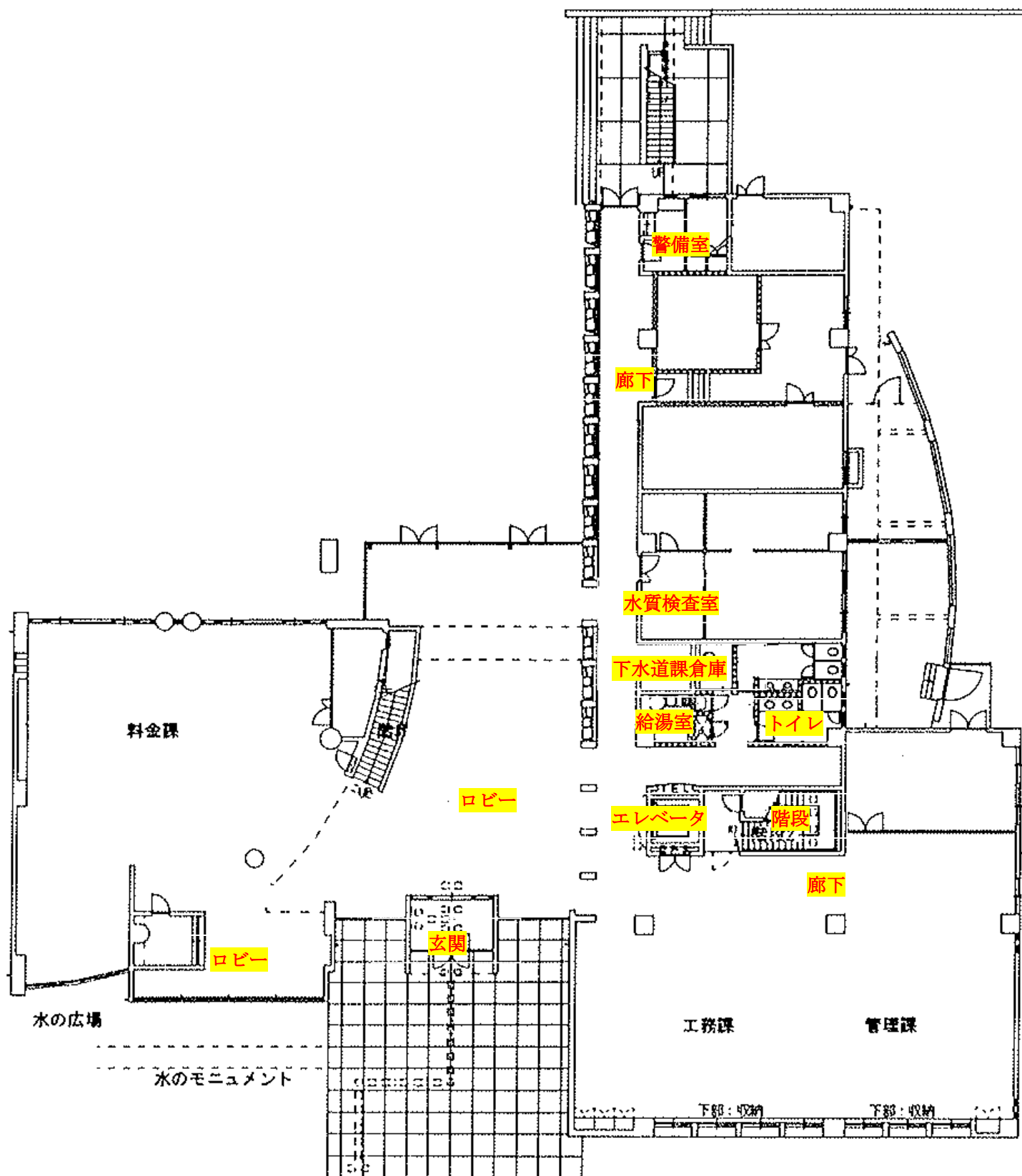
- (1) 本業務に使用する機械、用具、材料、消耗品等については、乙が負担する。
- (2) 甲で使用するトイレットペーパー、石鹼、ゴミ袋等については甲が負担する。
- (3) 清掃に必要な光熱水費については甲が負担する。

9. 留意事項

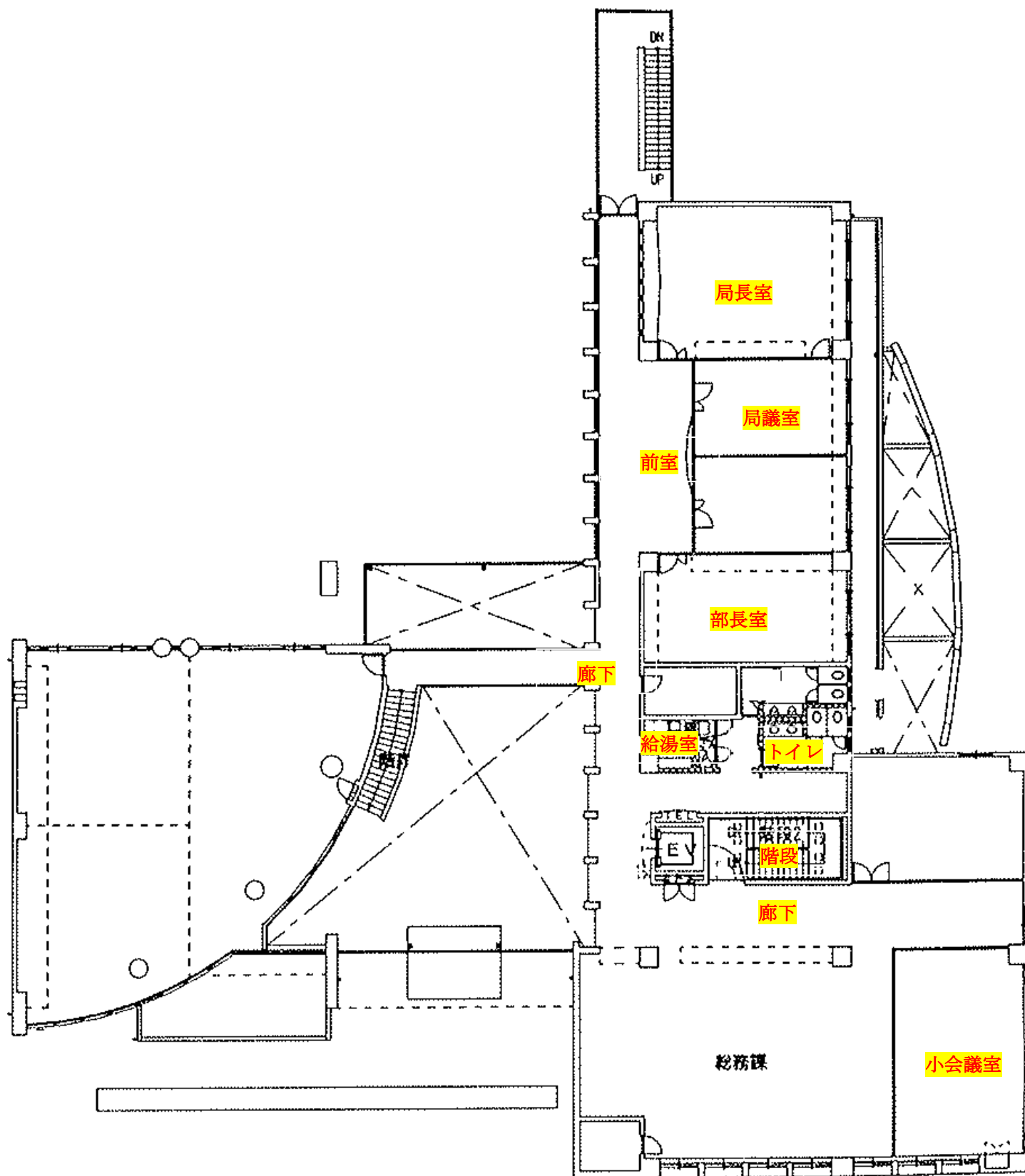
- (1) 業務において、施設の使用制限等がある場合は事前に協議・連絡すること。
- (2) この仕様書に記載されていない事項であっても、目的達成上当然実施しなければならない作業については本契約金額の範囲内で実施するものとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲乙協議し解決する。

別 紙 1

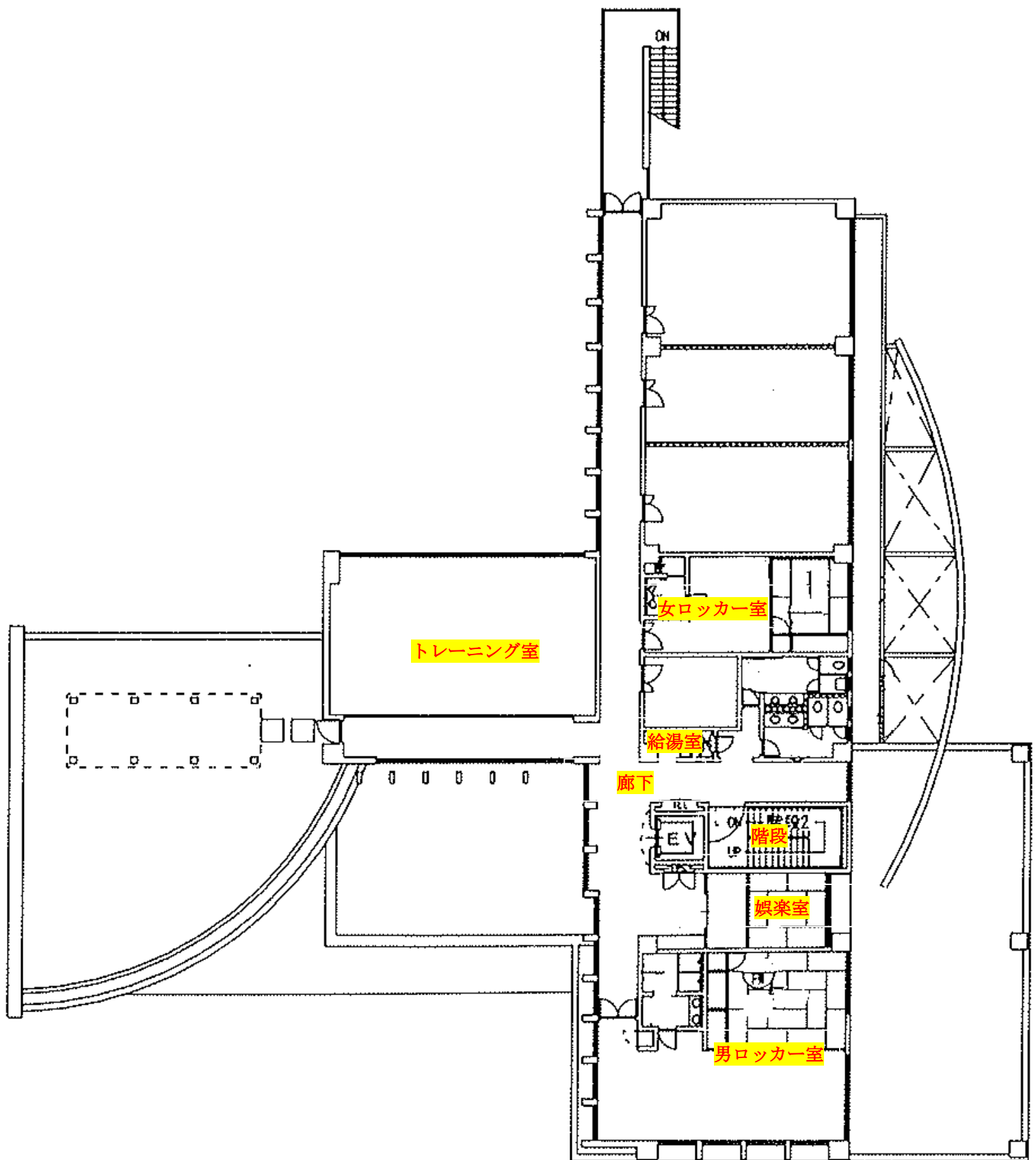
フロア	清掃箇所	清掃内容	回数	面積	単位	備 考
1階	玄関	掃き・拭掃除(床・手すり等)	週5回	10.0	m ²	
	男子トイレ	便器・洗面台等、床の掃除	週5回	13.0	m ²	
	女子トイレ	便器・洗面台等、床の掃除	週5回	13.0	m ²	
	給湯室	掃き・拭掃除(床・シンク周り)	週2回以上	6.0	m ²	
	警備室	掃き・拭掃除(床)	週1回以上	7.0	m ²	
	下水道課倉庫	掃き・拭掃除(床)	週1回以上	6.0	m ²	
	廊下	掃き・拭掃除(床・手すり等)	週5回	120.0	m ²	
	エレベーター	掃き・拭掃除(床)	週1回以上	5.3	m ²	
	ロビー	掃き・拭掃除(床・手すり等)	週5回	220.0	m ²	
	階段	掃き・拭掃除(床・手すり等)	週5回	19.5	m ²	
	庁舎外周辺	掃き掃除	週1回以上	不明		
2階	男子トイレ	便器・洗面台等、床の掃除	週5回	13.0	m ²	
	女子トイレ	便器・洗面台等、床の掃除	週5回	13.0	m ²	
	廊下	掃き・拭掃除(床・手すり等)	週5回	158.1	m ²	
	小会議室	掃き・拭掃除(床)	週1回以上	60.0	m ²	
	給湯室	掃き・拭掃除(床・シンク周り)	週1回以上	6.0	m ²	
	階段	掃き・拭掃除(床・手すり等)	週5回	19.5	m ²	
	局長室	掃き・拭掃除(床)	週1回以上	64.2	m ²	
	部長室	掃き・拭掃除(床)	週1回以上	46.3	m ²	
	局議室	掃き・拭掃除(床)	週1回以上	30.6	m ²	
	前室	掃き・拭掃除(床)	週1回以上	21.0	m ²	
3階	男子トイレ	便器・洗面台等、床の掃除	週5回	13.0	m ²	
	女子トイレ	便器・洗面台等、床の掃除	週5回	13.0	m ²	
	娯楽室	掃き・拭掃除(床)	週1回以上	22.7	m ²	
	トレーニング室	掃き・拭掃除(床)	週1回以上	91.8	m ²	
	男子ロッカー	掃き・拭掃除(床)	週1回以上	100.0	m ²	
	女子ロッカー	掃き・拭掃除(床)	週1回以上	24.5	m ²	
	廊下	掃き・拭掃除(床・手すり等)	週1回以上	140.6	m ²	
	給湯室	掃き・拭掃除(床・シンク周り)	週1回以上	3.5	m ²	
	階段	掃き・拭掃除(床・手すり等)	週5回	19.5	m ²	
				1280.1	m ²	



1 階

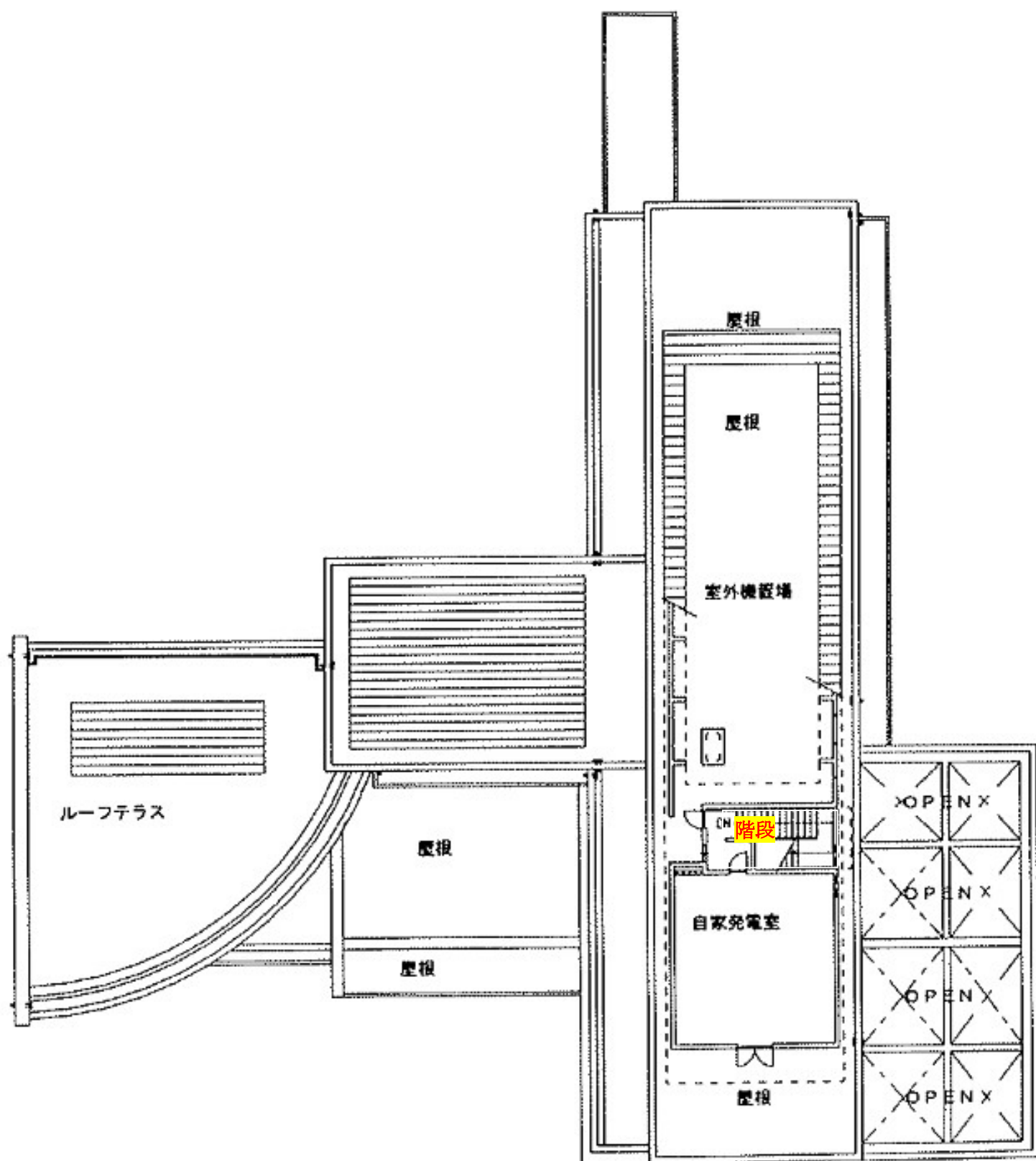


2 階



3 階

※ は窓ガラス清掃部分



4 階

※ は窓ガラス清掃部分

仕 様 書

1. 件 名 令和7年度沖縄市上下水道局庁舎清掃業務委託
2. 清掃場所 沖縄市上下水道局庁舎内
3. 委託期間 着手日から令和8年3月29日迄

4. 清掃内容

※委託期間中に次の項目Ⅰ～Ⅴの作業を行うものとする。

- Ⅰ. 床面洗浄ワックス塗布作業（ビニール床）
- Ⅱ. 床面洗浄ワックス塗布作業（OAフロア）
- Ⅲ. カーペットクリーニング（タイルカーペット）
- Ⅳ. 床面洗浄ワックス塗布作業（フローリング）
- Ⅴ. 窓ガラス清掃（全フロアー内外側全部）
- Ⅵ. 換気扇清掃（フィルター） 全30箇所（数量計算書参照）

※作業範囲、作業面積等は別紙の庁舎見取り図及び作業面積計算書による。

※OAフロアの床下には電気・LANケーブル等が配線されているので、水等で配線を痛めないように注意する事。

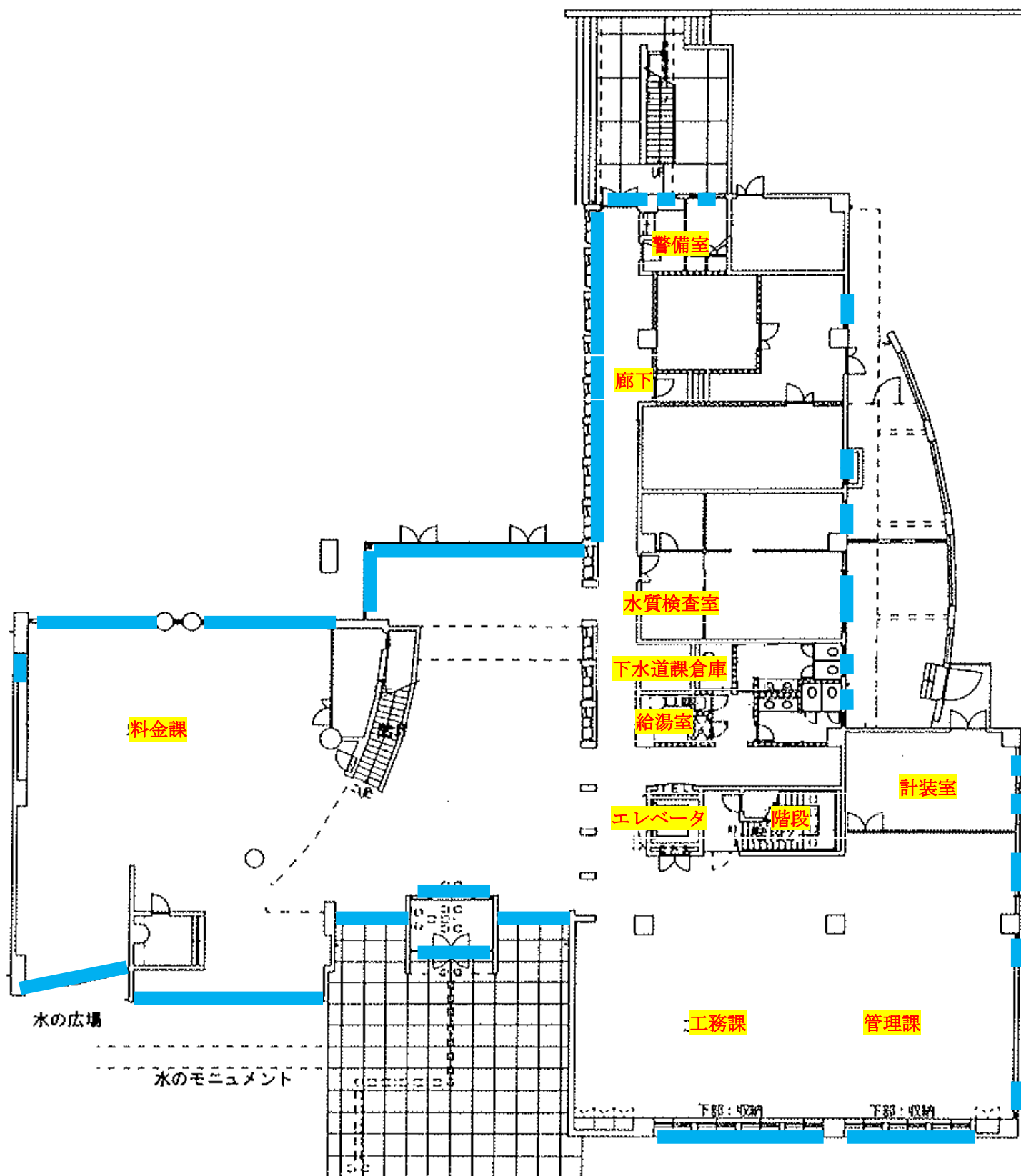
※窓ガラス清掃は高所作業も含まれるので、高所作業車・足場等を考慮すること。

※作業は基本的に閉庁時（土・日・祝祭日）に行うものとする。但し、作業場所・内容によっては担当者と調整し平日作業も可能。（作業日程については契約後調整）

5. 提出書類

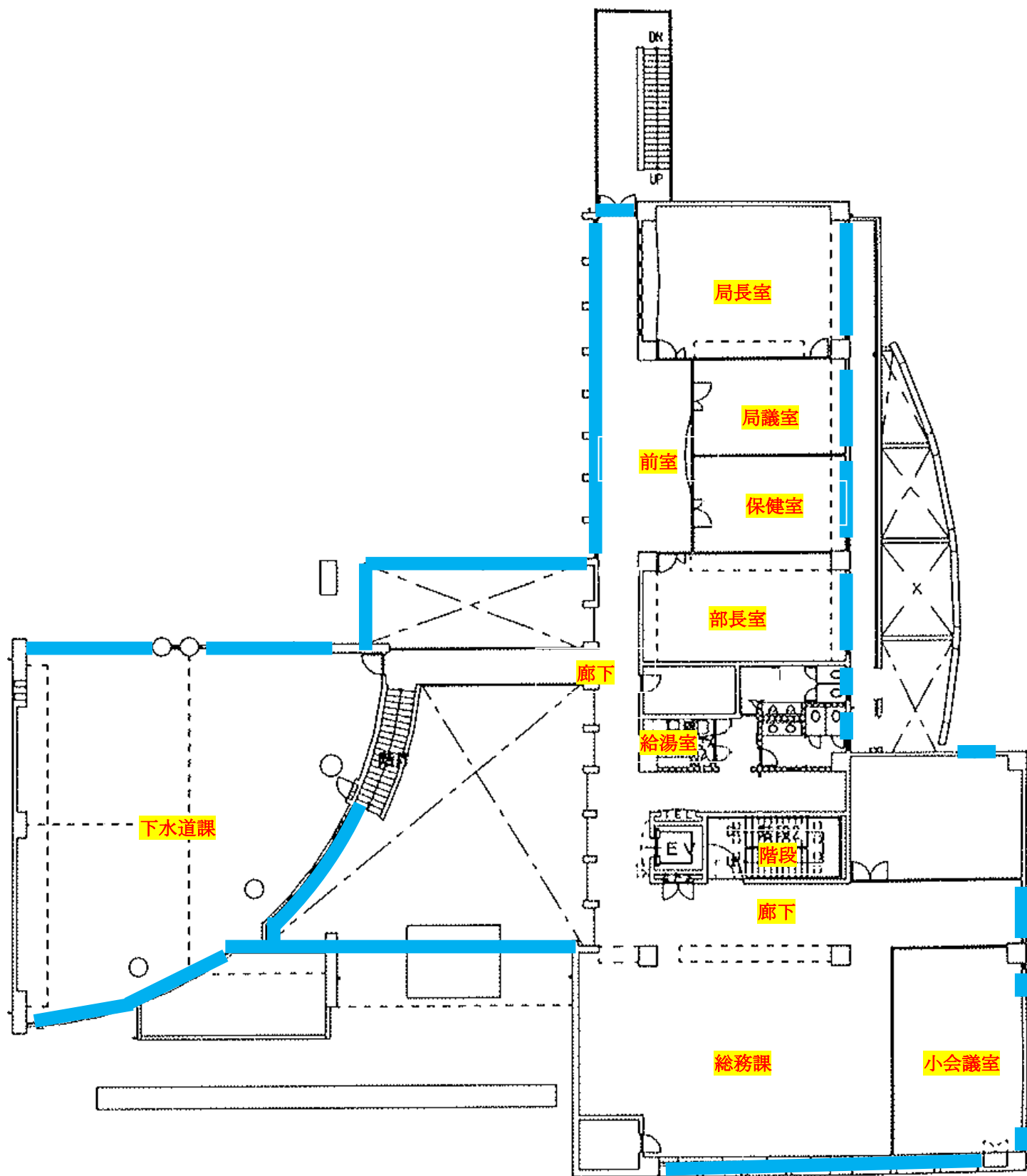
受注者は、業務の着手及び完了に当たって、下記の書類を提出すること

- (1) 着手届
- (2) 日程表
- (3) 完成届
- (4) 写真出来高（作業着手から完成までの写真管理を行うこと）
- (5) 引渡書



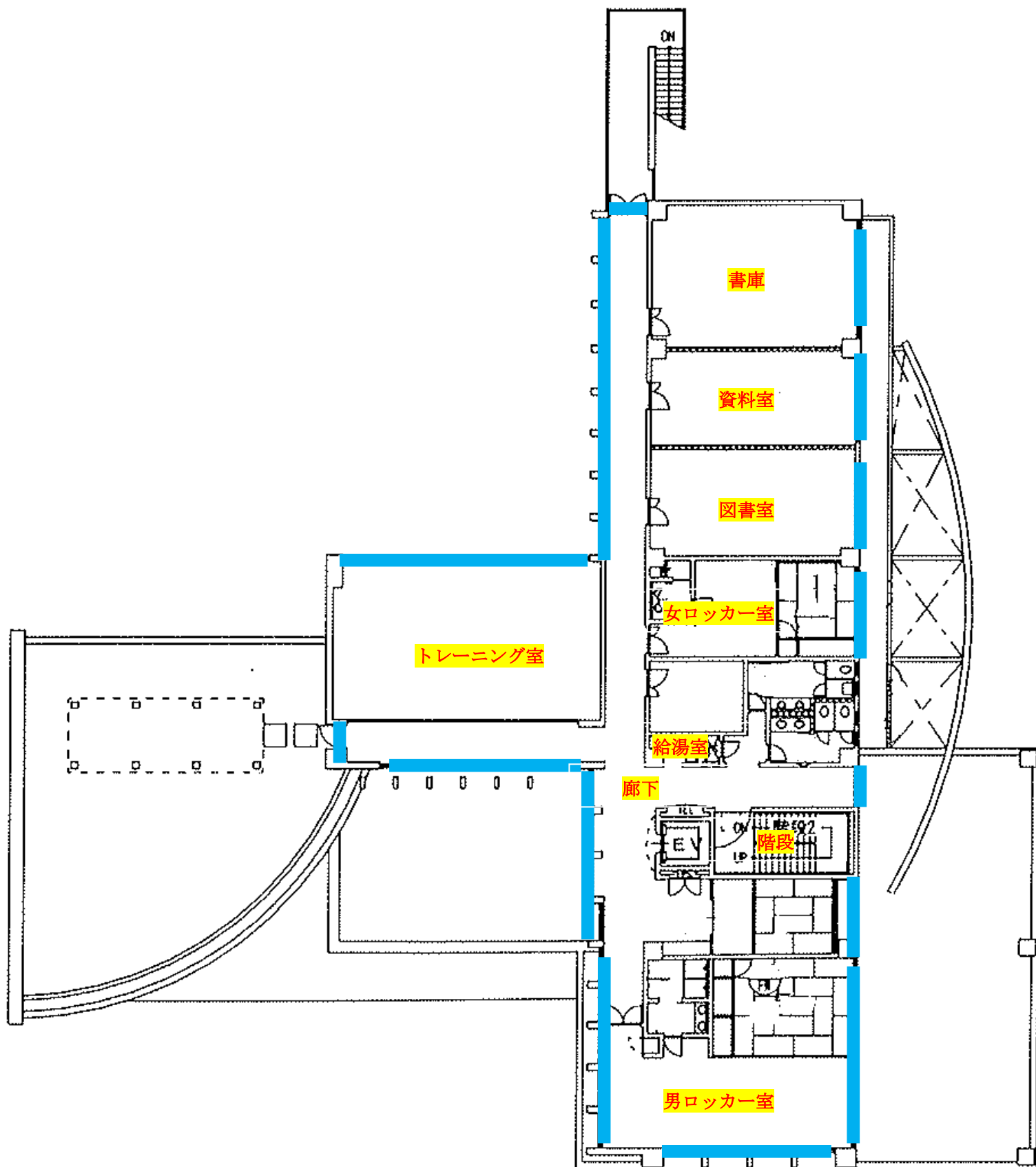
1 階

※ は窓ガラス清掃部分



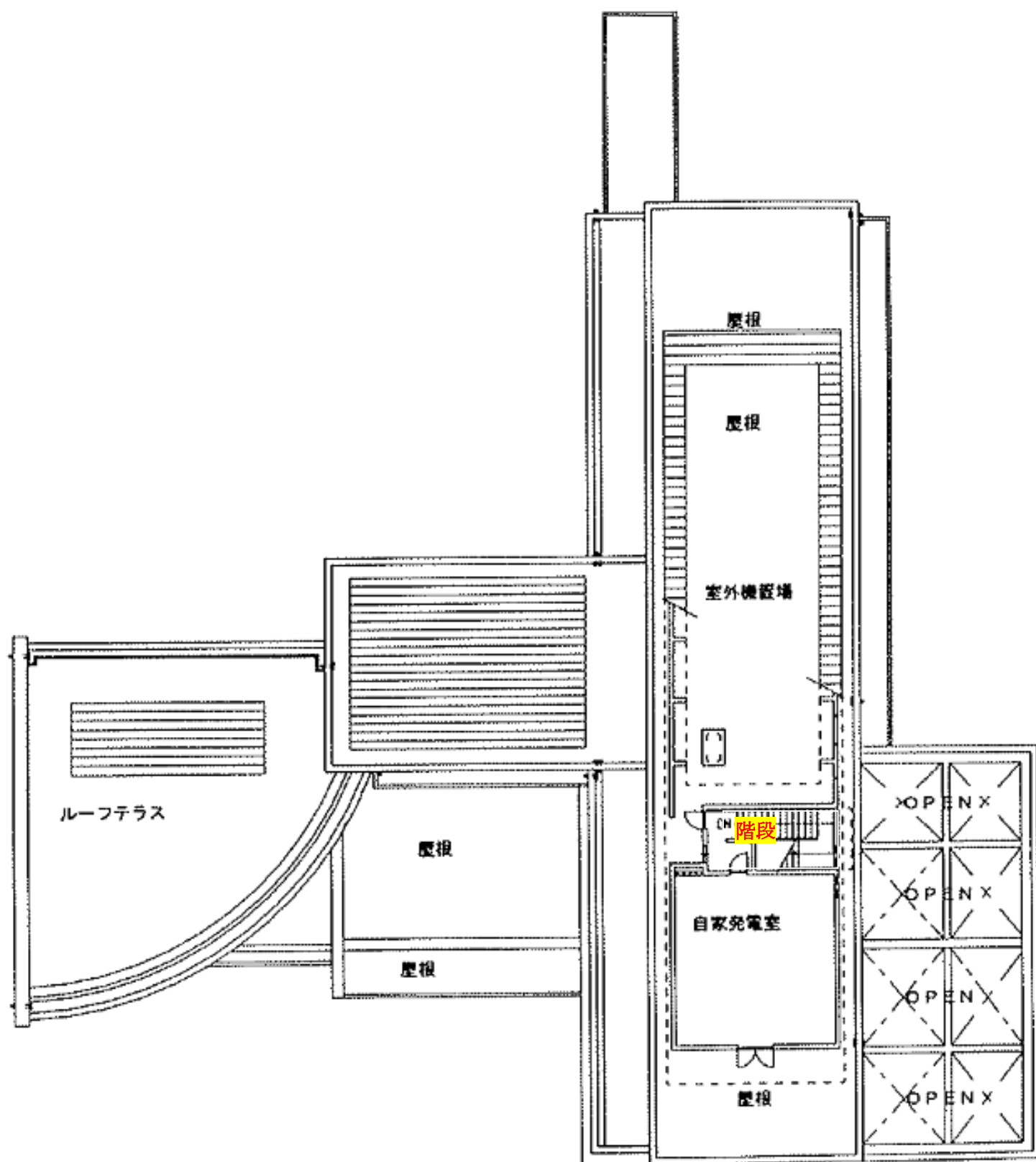
2 階

※  は窓ガラス清掃部分



3 階

※  は窓ガラス清掃部分



4 階

※ は窓ガラス清掃部分